

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(3)	3
江東区個人情報保護審議会条例施行規則(4)	35
江東区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(5)	42
江東区江東きッズクラブ条例施行規則の一部を改正する規則(6)	50
江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(7)	54
江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(8)	62
江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(9)	69
江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則(10)	76
江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(11)	77
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(12)	78
江東区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則(13)	82
江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(14)	104
江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(15)	107
江東区老朽空家等対策審議会条例施行規則(16)	115
江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(17)	115
江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則(18)	120
江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則(19)	121
江東区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則(20)	124
新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介	

護保険の第 1 号保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則(21)	124
江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(22)	124
江東区組織規則の一部を改正する規則(23)	125
江東区公印規則の一部を改正する規則(24)	127
江東区職員の結核休養に関する条例施行規則の一部を改正する規則(25)	129
江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(26)	129
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(27)	129
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(28)	130
江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(29)	131
江東区職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則(30)	131
江東区職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(31)	131
江東区職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(32)	132
江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(33)	132
江東区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(34)	132
江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(35)	133
江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(36)	134
江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(37)	135
江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(38)	143
江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則(40)	143
江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則(41)	158
江東区みどりの条例施行規則の一部を改正する規則(42)	162

◎規 則 (教)

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を 改正する規則(1)	165
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条 例施行規則の一部を改正する規則(2)	165
江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関 する規則の一部を改正する規則(3)	165
江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤 務手当に関する規則の一部を改正する規則 (4)	166
江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関す る規則の一部を改正する規則(5)	166
江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関す る規則の一部を改正する規則(6)	167
江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員 特別手当に関する規則の一部を改正する規 則(7)	168
江東区立幼稚園教育職員の教職調整額に関 する規則の一部を改正する規則(8)	169
江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則(9)	169

◎訓 令

こうとう情報ステーションの設置及び管理 運営に関する規程の一部改正(3)	170
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する規定の一部改正(4)	170
江東区職員の勤務時間、休憩時間等に関す る規程の一部改正(5)	171
江東区職員互助会規程の一部改正(6)	171
江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱 者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査 員の任命又は指定についての一部改正(7) ...	171

規

則

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 号

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）及び江東区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月江東区条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課 江東区組織規則（昭和 48 年 5 月江東区規則第 19 号）第 7 条に規定する課及び室、男女共同参画推進センター、豊洲特別出張所、江東区保健所処務規程（昭和 50 年 4 月江東区訓令甲第 38 号）第 4 条に規定する保健相談所、清掃事務所、江東区教育委員会事務局処務規則（昭和 40 年 3 月江東区教育委員会規則第 3 号）第 2 条に規定する課及び室並びに教育センター、江東図書館、深川図書館、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。
- (2) 課長 前号に規定する課の長をいう。ただし、会計管理室にあつては会計管理室次長をいう。
- (3) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、地方公共団体等行政文書（法第 60 条第 1 項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、法、令及び条例で使用する用語の例による。

(委託に係る措置)

第 3 条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託（以下「外部委託」という。）するときは、次に掲げる事項について必要な条件を付さなければならない。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (3) 第三者への個人情報の提供の禁止に関する事項
- (4) 当該業務以外への個人情報の使用禁止に関する事項
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (6) 個人情報の授受、保管、廃棄及び返還に関する事項
- (7) 実施機関による立入検査及び調査に応じる義務に関する事項
- (8) 事故発生時における報告義務及び損害賠償に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

2 外部委託しようとする課の長は、別に定める基準により影響度を判断し、当該影響度が高いと認められる場合は、原則として当該外部委託を開始する 30 日前までに広報広聴課長に対し、外部委託報告書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。ただし、既に外部委託報告書を提出した外部委託と同じ内容である場合及び実施機関の職員に係る個人情報のみを取り扱う業務の場合は、この限りでない。

(目的外利用の申請手続等)

第 4 条 法第 69 条第 2 項の規定により保有個人情報の目的外利用（同条第 1 項の規定により法令に基づく場合を含む。）をしようとする課の長（次項において「利用課長」という。）は、あらかじめ当該保有個人情報を保有する課の長（以下この条において「保有課長」という。）に対し、目的外利用・外部提供申請書（別記第 2 号様式）により申請し、その承認を受けなければならない。

2 保有課長は、目的外利用・外部提供申請書が提出されたときは、目的外利用の承認の可否を決定し、目的外利用・外部提供承認通知書（別記第 3 号様式）により、利用課長に通知するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、法第 69 条第 1 項の規定により法令に基づく目的外利用をする場合の申請手続について、当該法令に別の定め

があるときは、その定めるところによる。

4 保有課長は、第 2 項の承認に際し、保有個人情報保護のために必要な条件を付することができる。

5 保有課長は、保有個人情報の目的外利用を承認したときは、目的外利用・外部提供記録票（別記第 4 号様式）を作成し、速やかに広報広聴課長に届け出るものとする。

（外部提供の申請手続等）

第 5 条 法第 6 9 条第 2 項の規定により保有個人情報の外部提供（他の実施機関に保有個人情報を提供する場合に限る。以下この条において同じ。）（同条第 1 項の規定により法令に基づく場合を含む。）を求めようとする課の長（次項において「利用課長」という。）は、あらかじめ当該保有個人情報を保有する課の長（以下この条において「保有課長」という。）に対し、目的外利用・外部提供申請書により申請し、その承認を受けなければならない。

2 保有課長は、目的外利用・外部提供申請書が提出されたときは、外部提供の承認の可否を決定し、目的外利用・外部提供承認通知書により、利用課長に通知するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、法第 6 9 条第 1 項の規定により法令に基づく外部提供をする場合の申請手続について、当該法令に別の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 保有課長は、第 2 項の承認に際し、保有個人情報保護のために必要な条件を付することができる。

5 保有課長は、保有個人情報の外部提供を承認したときは、目的外利用・外部提供記録票を作成し、速やかに広報広聴課長に届け出るものとする。

（外部提供の記録）

第 6 条 法第 6 9 条第 2 項の規定により保有個人情報の外部提供（他の実施機関に保有個人情報を提供する場合を除く。以下この条において同じ。）（同条第 1 項の規定により法令に基づく場合を含む。）をしたときは、当該外部提供に係る保有個人情報を保有する課の長は、目的外利用・外部提供記録票を作成し、速やかに広報広聴課長に届け出るものとする。

（保有特定個人情報の利用の記録）

第 7 条 保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用したときは、当該保有特定個人情報を保有する課の長は、目的外利用・外部提供記録票を作成し、速やかに広報広聴課長に

届け出るものとする。

（特定個人情報の提供の記録）

第 8 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 1 9 条第 1 6 号の規定により特定個人情報を提供した課の長は、目的外利用・外部提供記録票を作成し、速やかに広報広聴課長に届け出るものとする。

（番号利用条例第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定による保有特定個人情報の利用の申請手続等）

第 9 条 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成 2 7 年 1 2 月江東区条例第 4 5 号。以下「番号利用条例」という。）第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定による保有特定個人情報の利用（次項及び第 4 項において「保有特定個人情報の利用」という。）をしようとする課の長（次項において「利用課長」という。）は、あらかじめ当該保有特定個人情報を保有する課の長（以下この条において「保有課長」という。）に対し、保有特定個人情報利用・提供申請書（別記第 5 号様式）により申請し、その承認を受けなければならない。

2 保有課長は、保有特定個人情報利用・提供申請書が提出されたときは、保有特定個人情報の利用の承認の可否を決定し、保有特定個人情報利用・提供承認通知書兼記録票（別記第 6 号様式）により、利用課長に通知するものとする。

3 保有課長は、前項の承認に際し、保有特定個人情報を保護するため必要な条件を付することができる。

4 保有課長は、保有特定個人情報の利用を承認したときは、保有特定個人情報利用・提供承認通知書兼記録票を作成し、速やかに広報広聴課長に届け出るものとする。

（番号利用条例第 5 条第 1 項の規定による保有特定個人情報の提供の申請手続等）

第 1 0 条 番号利用条例第 5 条第 1 項の規定による保有特定個人情報の提供（次項及び第 4 項において「保有特定個人情報の提供」という。）を求めようとする課の長（次項において「利用課長」という。）は、あらかじめ当該保有特定個人情報を保有する課の長（以下この条において「保有課長」という。）に対し、保有特定個人情報利用・提供申請書により申請し、その承認を受けなければならない。

2 保有課長は、保有特定個人情報利用・提供申請書が提出されたときは、保有特定個人情報の

提供の承認の可否を決定し、保有特定個人情報利用・提供承認通知書兼記録票により、利用課長に通知するものとする。

3 保有課長は、前項の承認に際し、保有特定個人情報を保護するために必要な条件を付することができる。

4 保有課長は、保有特定個人情報の提供を承認したときは、保有特定個人情報利用・提供承認通知書兼記録票を作成し、速やかに広報広聴課長に届け出るものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 個人情報ファイル簿は、課が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

2 個人情報ファイル簿(単票)の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

3 課長は、令第21条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを一般の閲覧に供しなければならない。

4 課長は、令第21条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成したとき、又は同条第3項の規定により個人情報ファイル簿を修正したときは、速やかに広報広聴課長に対し、個人情報ファイル簿の写しを添えて、その旨を届け出るものとする。

5 広報広聴課長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、届け出された個人情報ファイル簿を公表しなければならない。

6 課長は、令第21条第4項の規定により個人情報ファイルについての記載を削除したときは、速やかに広報広聴課長に対し、その旨を届け出るものとする。

(開示請求における請求書の提出)

第12条 条例第4条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 請求年月日

(2) 法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人の氏名及び住所

(3) 開示の実施の方法

2 法第77条第1項に規定する開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書(別記第8号様式)により行うものとする。

3 令第22条第3項に規定する委任状は、委任状(個人情報に係る開示請求用)(別記第9号様式)によるものとする。

(補正に応じないため開示請求を却下する場合の通知)

第13条 法第77条第3項の規定により補正を

求めた場合において、開示請求をした者がなお補正に応じないため当該開示請求を却下するときは、開示等請求却下通知書(別記第10号様式)によりその旨を通知するものとする。

(未成年者の意思確認)

第14条 実施機関は、未成年者の法定代理人から開示請求がなされた場合であつて、当該未成年者が満15歳に達しているときは、郵送等により当該未成年者に確認書(法定代理人請求用)(別記第11号様式)の提出を求め、当該開示請求に係る未成年者の意思を確認することができる。

2 実施機関は、前項の規定による確認を行った結果、未成年者に当該開示請求に同意する意思がないことを確認した場合は、開示等請求却下通知書により未成年者の法定代理人に通知する。
(本人の意思確認)

第15条 実施機関は、本人の委任による代理人から開示請求がなされたときは、郵送等により当該本人に確認書(任意代理人請求用)(別記第12号様式)の提出を求め、当該開示請求に係る本人の意思を確認することができる。

2 実施機関は、前項の規定による確認を行った結果、本人に当該開示請求に同意する意思がないことを確認した場合は、開示等請求却下通知書により本人の委任による代理人に通知する。
(開示決定等の通知)

第16条 法第82条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報開示等決定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期間の延長をする場合の通知)

第17条 条例第5条第2項又は第6条の規定により条例第5条第1項に規定する期間を延長するときは、当該期間を延長する旨の決定は、当該期間内にしなければならない。

2 条例第5条第2項の規定による通知は保有個人情報開示等決定期間延長通知書(別記第14号様式)により、条例第6条の規定による通知は保有個人情報開示等決定期間特例延長通知書(別記第15号様式)により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第18条 実施機関は、法第85条第1項の規定により事案の移送をした場合は、速やかに他の行政機関の長等に対し事案移送書(別記第16号様式)により、開示請求者に対し事案移送通知書(別記第17号様式)により通知するものとする。

(第三者に対する通知)

第 19 条 実施機関は、法第 86 条第 1 項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 法第 86 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、意見照会書（別記第 18 号様式）により行うものとする。

3 法第 86 条第 3 項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（別記第 19 号様式）により行うものとする。

（開示の実施）

第 20 条 実施機関は、開示決定を受けた者で保有個人情報の閲覧又は視聴を希望するものが当該保有個人情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

2 保有個人情報の開示を行う場合において、保有個人情報の写しを交付するときの交付部数は、開示請求に係る保有個人情報 1 件につき 1 部とする。

（開示の実施の方法）

第 21 条 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第 1 号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 1 番（以下「A 1 判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、それ

ぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（イに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）

以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。

ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは日本産業規格 A 列 2 番（以下「A 2 判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番（以下「A 4 判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての法第 87 条第 1 項の定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。別表 5 の項において同じ。）に複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)
- エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
- 4 映画フィルムに記録された保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付(費用負担)
- 第22条 条例第3条第2項に規定する保有個人情報の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。
- 2 条例第3条第2項に規定する保有個人情報の写しの送付に要する費用の額は、郵送料相当額とする。
- 3 前2項の費用は、前納しなければならない。
(写しの送付に要する費用の納付の方法)
- 第23条 令第28条第4項の規則で定める方法は、納入通知書による。
(訂正請求における請求書の提出)
- 第24条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 請求年月日
- (2) 法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名及び住所
- 2 法第91条第1項に規定する訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書(別記第20号様式)により行うものとする。
- 3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定による訂正請求における委任状は、委任状(訂正請求用)(別記第21号様式)によるものとする。
(保有個人情報の提供先への通知)
- 第25条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(別記第22号様式)により行うものとする。
(訂正請求における開示請求に係る規定の準用)
- 第26条 第13条から第18条までの規定は、訂正請求について準用する。この場合において、第13条中「第77条第3項」とあるのは「第91条第3項」と、第16条中「第82条第1項及び第2項」とあるのは「第93条第1項及び第2項」と、第17条第1項中「条例第5条第2項又は第6条」とあるのは「法第94条第2項又は第95条」と、「条例第5条第1項」とあるのは「法第94条第1項」と、同条第2項中「条例第5条第2項」とあるのは「法第94条第2項」と、「条例第6条」とあるのは「法第95条」と、第18条中「第85条第1項」とあるのは「第96条第1項」と読み替えるものとする。
(利用停止請求における請求書の提出)
- 第27条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 請求年月日
- (2) 法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名及び住所
- 2 法第99条第1項に規定する利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書(別記第23号様式)により行うものとする。

3 令第 29 条において準用する令第 22 条第 3 項の規定による利用停止請求における委任状は、委任状 (利用停止請求用) (別記第 24 号様式) によるものとする。

(利用停止請求における開示請求に係る規定の準用)

第 28 条 第 13 条から第 17 条までの規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、第 13 条中「第 77 条第 3 項」とあるのは「第 99 条第 3 項」と、第 16 条中「第 82 条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「第 101 条第 1 項及び第 2 項」と、第 17 条第 1 項中「条例第 5 条第 2 項又は第 6 条」とあるのは「法第 102 条第 2 項又は第 103 条」と、「条例第 5 条第 1 項」とあるのは「法第 102 条第 1 項」と、同条第 2 項中「条例第 5 条第 2 項」とあるのは「法第 102 条第 2 項」と、「条例第 6 条」とあるのは「法第 103 条」と読み替えるものとする。

(運用状況の公表)

第 29 条 個人情報保護制度の運用状況の公表は、毎年 1 回行うものとする。

2 前項に規定する公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 個人情報ファイル簿の公表の状況
- (2) 外部委託、目的外利用及び外部提供の状況
- (3) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況
- (4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(調整)

第 30 条 個人情報保護制度を実施するために必要な調整は、政策経営部長が行う。

(委任)

第 31 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(江東区個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 江東区個人情報保護条例施行規則 (平成 10 年 6 月江東区規則第 43 号) は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、令和 5 年 4 月 1 日から同月 30 日までに個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託する場合におけ

る第 3 条第 2 項の規定については、同項中「当該外部委託を開始する 30 日前まで」とあるのは「令和 5 年 4 月 30 日まで」とする。

別表 (第 21 条、第 22 条関係)

保有個人情報を記録している地方公共団体等行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担額
1 文書又は図画 (2 の項から 4 の項まで又は 8 の項に該当するものを除く。)	ア 複写機により用紙に複写したものの交付 (イに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円 (A2 判については 40 円、A1 判については 80 円)
	イ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 50 円 (A3 判については 80 円、A2 判については 200 円、A1 判については 400 円)
	ウ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 120 円 (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、520 円) に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 80 円 (A3 判については 140 円、A2 判については 370 円、A1 判については 690 円)
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円 (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円)
4 スライド (9 の項に該当するものを除く。)	印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 100 円 (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円)

5 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録 (5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものの交付 (イに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	イ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき50円(A3判については、80円)
	ウ 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円
	エ 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円
8 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについて

		は3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ (第21条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超えては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)

備考 1の項ア若しくはイ、2の項又は7の項ア若しくはイの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

(提出日) 年 月 日

外部委託報告書

契 約 件 名	
委 託 先	
委 託 の 概 要	
外 部 委 託 を 行 う 理 由	
契 約 日	年 月 日 [] 長期継続契約
委 託 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
取り扱う個人 情 報 の 範 囲	
個 人 情 報 の 本 人 の 数	[] 1,000人未満 [] 1,000人以上10万人未満 [] 10万人以上
委託業務で 取り扱う 個人情報の 項目	[] 個人番号 [] 要配慮個人情報
委託先におけ る 取 扱 者 数	[] 10人未満 [] 10人以上50人未満 [] 50人以上
移 転	[] 2回以下(再委託なし) [] 3回以上(再委託なし) [] 再委託(再委託先:)
影 響 度	個人情報の性質 [] 個人情報の取扱い [] 影響度 []
外 部 委 託 を 行 う 上 で の 保 護 措 置	
添 付 資 料	[] 個人情報の流れ図 [] 仕様書 [] 全体図 []
備 考	
所 管 課	担当者 部 課 係 電 話 内線()

別記第 2 号様式 (第 4 条、第 5 条関係)

第 号
年 月 日

目的外利用・外部提供申請書

〔保有課長〕

殿

〔利用課長〕

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり貴課所管の個人情報を目的外利用し、又は外部提供を受けたいので、申請します。

区 分	☐ 目的外利用	☐ 外部提供	
利用課における 利 用 目 的			
目的外利用又は外部提供を 申請する個人 情 報 の 項 目	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
利 用 開 始 日			
目的外利用の 根拠 (※目的外 利用の場合のみ 記入)	☐ 法令 (根拠規定：) ☐ 本人同意 ☐ 法令の定める所掌事務又は業務の遂行のため (※相当の理由が必要)		
外部提供の根拠 (※外部提供 の場合のみ記 入)	☐ 法令 (根拠規定：) ☐ 本人同意又は本人に提供 ☐ 提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するため (※相当の理由が必要) ☐ 統計の作成又は学術研究の目的のため ☐ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるため ☐ 保有個人情報を提供することについて特別の理由があるため		
受 渡 方 法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()		
受 渡 時 期			
受 渡 頻 度	☐ 毎日 ☐ 週 回 ☐ 月 回 ☐ 年 回 ☐ 不定期 ()		
利 用 課	課・係： 担当者： 電話 (内線)：		
備 考			

別記第 3 号様式 (第 4 条、第 5 条関係)

第 号
年 月 日

目的外利用・外部提供承認通知書

〔利用課長〕

殿

〔保有課長〕

年 月 日付 第 号で申請のあった目的外利用又は外部提供については、次のとおり承認したので、江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第 4 条第 2 項又は第 5 条第 2 項の規定により通知します。

区 分	☐ 目的外利用 ☐ 外部提供
承認内容	☐ 承認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認
一部承認又は不承認の理由	
承認に当たっての条件、特記事項等	
所 管 課	課・係： 担当者： 電話(内線)：
備 考	

別記第 4 号様式 (第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条関係)

(届出日) 年 月 日

目的外利用・外部提供記録票

区 分	☐ 目的外利用 ☐ 外部提供 ☐ 保有特定個人情報の利用 (人の生命、身体又は財産の保護のため必要のある場合で、 ☐ 本人の同意がある、 ☐ 本人の同意を得ることが困難) ☐ 番号法第 19 条第 16 号の規定による特定個人情報の提供 (人の生命、身体又は財産の 保護のため必要のある場合で、 ☐ 本人の同意がある、 ☐ 本人の同意を得ることが困難)		
当該保有個人情報 を保有する課 (所管課)	課・係： 担当者： 電話(内線)：		
利用課又は 提供先			
利用課における 利用目的又は 提供の理由			
利用させた又は 提供した個人情報 の項目	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
目的外利用の根 拠 (※目的外利 用の場合のみ記 入)	☐ 法令 (根拠規定： ☐ 本人同意 ☐ 法令の定める所掌事務又は業務の遂行のため (※相当の理由が必要)		
外部提供の根拠 (※外部提供 の場合のみ記 入)	☐ 法令 (根拠規定： ☐ 本人同意 ☐ 提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するため (※相当の理由が必要) ☐ 統計の作成又は学術研究の目的のため ☐ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるため ☐ 保有個人情報を提供することについて特別の理由があるため		
受 渡 方 法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (		
受 渡 時 期			
受 渡 頻 度	☐ 毎日 ☐ 週 回 ☐ 月 回 ☐ 年 回 ☐ 不定期 (		
備 考			

別記第 5 号様式 (第 9 条、第 10 条関係)

第 号
年 月 日

保有特定個人情報利用・提供申請書

(保有課長)

殿

(利用課長)

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第 9 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり貴課所管の保有特定個人情報を利用し、又はその提供を受けたいので、申請します。

1 保有特定個人情報の利用をし、又はその提供を受けようとする課(利用課)の情報					
①利用課の個人番号利用事務	法令根拠	番号法別表第1()項・番号利用条例別表第1()項 ☐ 住民基本台帳法第5条等			
	事務の名称				
	特定個人情報ファイル				
	評価書	番号		評価書名	
②利用をし、又は提供を受けたい理由	法令根拠	番号法別表第2()項 番号利用条例別表第2()項・番号利用条例別表第3()項 ☐ 住民基本台帳法第1条 ☐ 住民基本台帳法第5条等			
	用途				
③利用又は提供の形態	文書資料等の (☐ 閲覧 ☐ 転記 ☐ 複写) 電子ファイルの (☐ 閲覧 ☐ 出力 ☐ 複写) ☐ その他 ()				
④保有特定個人情報の受渡しに使用する機器・媒体	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()				
⑤利用又は提供の期間					
⑥利用又は提供の頻度	☐ 毎日 ☐ 週 回 ☐ 月 回 ☐ 年 回 ☐ 照会が必要な都度				
⑦利用又は提供を申請する個人情報の項目	1	6	11		
	2	7	12		
	3	8	13		
	4	9	14		
	5	10	15		
2 当該保有特定個人情報の保有課(所管課)の情報					
①保有課の個人番号利用事務	法令根拠	番号法別表第1()項・番号利用条例別表第1()項 ☐ 住民基本台帳法第5条等			
	事務の名称				
	特定個人情報ファイル				
	評価書	番号		評価書名	
3 備考					

別記第 6 号様式 (第 9 条、第 10 条関係)

第 号
年 月 日

保有特定個人情報利用・提供承認通知書兼記録票

(利用課長)

殿

(保有課長)

年 月 日付 第 号で申請のあった保有特定個人情報の利用又は保有特定個人情報の提供については、次のとおり承認したので、通知します。

1 保有特定個人情報の利用をし、又はその提供を受けようとする課(利用課)の情報					
①利用課の個人番号利用事務	法令根拠	番号法別表第1 () 項・番号利用条例別表第1 () 項 ☐ 住民基本台帳法第5条等			
	事務の名称				
	特定個人情報ファイル				
	評価書	番号		評価書名	
②利用をし、又は提供を受けたい理由	法令根拠	番号法別表第2 () 項 番号利用条例別表第2 () 項・番号利用条例別表第3 () 項 ☐ 住民基本台帳法第1条 ☐ 住民基本台帳法第5条等			
	用 途				
③利用又は提供の形態	文書資料等の (☐ 閲覧 ☐ 転記 ☐ 複写) 電子ファイルの (☐ 閲覧 ☐ 出力 ☐ 複写) ☐ その他 ()				
④保有特定個人情報の受渡しに使用する機器・媒体	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()				
⑤利用又は提供の期間					
⑥利用又は提供の頻度	☐ 毎日 ☐ 週 回 ☐ 月 回 ☐ 年 回 ☐ 照会が必要な都度				
⑦利用又は提供を申請する個人情報の項目	1	6	11		
	2	7	12		
	3	8	13		
	4	9	14		
	5	10	15		
2 当該保有特定個人情報の保有課(所管課)の情報					
①保有課の個人番号利用事務	法令根拠	番号法別表第1 () 項・番号利用条例別表第1 () 項 ☐ 住民基本台帳法第5条等			
	事務の名称				
	特定個人情報ファイル				
	評価書	番号		評価書名	
3 備考					

別記第 7 号様式 (第 11 条関係)

		※
個人情報ファイルの 名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが 利用に供される事務 をつかさどる組織の 名称		
個人情報ファイルの 利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報の有 無	[] 有 [] 無	
記録情報の経常的 提供先		
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等		
個人情報ファイルの 種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電子計 算機処理ファイル) ☐ 令第 21 条第 7 項に該当するファ イル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処 理ファイル)
備考		

別記第 8 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

保有個人情報開示請求書

(請求先)

- ☐ 江東区長
☐ 江東区教育委員会
☐ 江東区選挙管理委員会 殿
☐ 江東区監査委員

(請求者) 氏名 _____

住所(〒 _____)

電話 (_____)

個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)	
2 求める開示の実施方法等 ((1) 又は (2) に○印を付してください。)	(1) 窓口での開示の実施を希望 (希望する実施方法) ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他 (_____) (2) 写しの送付を希望
3 開示を必要とする理由	
4 開示請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
5 本人確認等	(1) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 (_____) ※ 請求書を郵送して請求をする場合は、上記の書類に加えて住民票の写し等 (請求をする日前 3 0 日以内に作成されたもの。コピー不可。) を添付してください。 (2) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所 _____ (3) 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類 (請求をする日前 3 0 日以内に作成されたもの。コピー不可。) を提示し、又は提出してください。 ☐ 戸籍謄本 (未成年者の場合) ☐ 登記事項証明書 (成年被後見人の場合) ☐ その他 (_____) (4) 任意代理人が請求する場合は、次の書類 (請求をする日前 3 0 日以内に作成されたもの。コピー不可。) を提出してください。 ☐ 委任状 (個人情報に係る開示請求用) ☐ その他 (_____)

※請求先並びに上記 2、4 及び 5 の ☐ には、該当するものにレを付してください。

別記第 9 号様式 (第 12 条関係)

委任状

(個人情報に係る開示請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける
権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受け
る権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施
を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前
30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本
人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

別記第 10 号様式 (第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 26 条、第 28 条関係)

第 号
年 月 日

開示等請求却下通知書

____様

〔実施機関〕



年 月 日付で受け付けた の請求について、次の理由により、請求を却下するので通知します。

1 請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 却下の理由	
3 事務担当係	部(室) 課(所) 係 担当 電話 内線()
4 備 考	

注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、〔実施機関〕に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 1 1 号様式 (第 1 4 条、第 2 6 条、第 2 8 条関係)

第 号
年 月 日

_____ 様

〔実施機関〕

印

年 月 日付の別紙保有個人情報〔☐開示・☐訂正・☐利用停止〕請求書により、あなたの法定代理人_____様から、〔実施機関〕
_____に対して、あなたの保有個人情報である
_____の_____を求める請求がありました。

この確認書は、_____がこの請求に応じるため、あなたの上記保有個人情報
を_____することについて、あなた自身の意思を確認するためのものです。

ご自身で「同意します」「同意しません」のどちらかを選んで○で囲み、住所、氏名をご
記入の上、年 月 日までに返送してください。

なお、この確認書によりあなたが_____に同意された場合であっても、
_____の判断により、_____しない場合があります。

確 認 書

私は、私の法定代理人_____が私に代わって別紙保有個人情報〔☐開示・☐訂正・☐利用停止〕請求書の写しのとおり_____を請求した私の保有個人情報
を_____が_____することに

1 同意します。

2 同意しません。

(「同意します」「同意しません」のどちらかを選んで○で囲んでください。)

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

(氏名は、必ずご自身で書いてください。)

別記第 1 2 号様式 (第 1 5 条、第 2 6 条、第 2 8 条関係)

第 号
年 月 日

____ 様

〔実施機関〕



年 月 日付の別紙保有個人情報〔☐開示・☐訂正・☐利用停止〕請求書により、あなたの委任を受けた____様から、〔実施機関〕
に対して、あなたの保有個人情報である____
____の____を求める請求がありました。

この確認書は、____がこの請求に応じるため、あなたの上記保有個人情報
を____することについて、あなた自身の意思を確認するためのものです。

ご自身で「同意します」「同意しません」のどちらかを選んで○で囲み、住所、氏名をご
記入の上、年 月 日までに返送してください。

なお、この確認書によりあなたが____に同意された場合であっても、____
____の判断により、____しない場合があります。

確 認 書

私は、私の委任により____が私に代わって別紙保有個人情報〔☐
開示・☐訂正・☐利用停止〕請求書の写しのとおり____を請求した私の保有個人情
報を____が____することに

- 1 同意します。
- 2 同意しません。

(「同意します」「同意しません」のどちらかを選んで○で囲んでください。)

年 月 日

住所____
_____氏名____
(氏名は、必ずご自身で書いてください。)

別記第 13 号様式 (第 16 条、第 26 条、第 28 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報開示等決定通知書

様

〔実施機関〕

印

年 月 日付で受け付けた保有個人情報〔□開示・□訂正・□利用停止〕の請求につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 請求に係る保有個人情報の名称等	
2 決 定	上記 1 の保有個人情報〔□開示・□訂正・□利用停止〕の請求に〔□応じます。 □一部応じられません。 □応じられません。〕
3 請求に応じられない場合、その部分の内容、応じられない理由及び根拠規定	〔内容〕 〔理由〕 〔根拠規定〕
4 開示する保有個人情報の利用目的	
5 開 示 の 日 時	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
6 開 示 の 場 所	
7 開 示 の 方 法	
8 事 務 担 当 係	部 (局・室) 課 (所・室) 係 担当 電話 (/)
9 備 考	

注 1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事務担当係まで連絡してください。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、〔実施機関〕に対して審査請求をすることができます。

3 この処分については、上記 2 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 2 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

4 ただし、上記 2 又は 3 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第14号様式(第17条、第26条、第28条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報開示等決定期間延長通知書

様

〔実施機関〕



年 月 日付で受け付けた の請求について、次のとおり
決定期間を延長したので、通知します。

1 請求のあった保有 個人情報の名称等	
2 標準決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 延長の理由	
5 事務担当係	部(局・室) 課(所・室) 係 担当 電話(/)
6 備考	

別記第 15 号様式 (第 17 条、第 26 条、第 28 条関係)

第 号

年 月 日

保有個人情報開示等決定期間特例延長通知書

様

〔実施機関〕

印

年 月 日付で受け付けた について、次のとおり決定期間
を延長したので、通知します。

1 開示等請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 標準決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 標準決定期間に関 示等決定をすることが できないため、下記 4 の期 間内に決定する部分	
4 上記 3 の部分につき 開示等決定をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 残りの保有個人情報に ついて開示等決定をする 期限	年 月 日
6 開示等決定期間の特例 延長をする理由	
7 事務担当係	部 (局・室) 課 (所・室) 係 担当 電話 (/)
8 備考	

第 号
年 月 日

殿

印

1	開示等請求に係る保有個人情報の名称等
2	請求者氏名等 氏名： 住所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ <u>本人の氏名</u> ウ <u>本人の住所</u>
3	添付資料等 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・
4	事務担当係 部(局・室) _____ 課(所・室) _____ 担当 電話(/)
5	備考

別記第 17 号様式 (第 18 条、第 26 条関係)

第 号
年 月 日

事案移送通知書

様

〔実施機関〕

印

年 月 日付で受け付けた保有個人情報〔□開示・□訂正〕請求について、
次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報〔□開示・□訂正〕決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

1 開示等請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送の理由	
4 移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部(局・室) 課(所・室) 係 担当 電話(/)
5 事務担当係	部(局・室) 課(所・室) 係 担当 電話(/)
6 備 考	

別記第 18 号様式（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

意見照会書

様

〔実施機関〕

印

_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法（第 86 条第 1 項・第 86 条第 2 項）の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 法第 86 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれている _____に 関する情報の内容	
5 意見書の提出先	担当 部(局・室) 課(所・室) 係 電話(/)
6 意見書の提出期限	年 月 日
7 備 考	

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

〔実施機関〕

殿

氏 名

〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

住 所 (〒 —)

電 話

〔団体の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号〕

担当者氏名

電 話

〔団体の場合、担当者の氏名、電話番号〕

_____年_____月_____日_____号で照会のあった件について、次のとおり
回答します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示に関しての御意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
3 連絡先	

別記第19号様式(第19条関係)

第 号
年 月 日

開示決定に係る通知書

様

〔実施機関〕

印

年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示することとした理由	
3 開示決定をした日	年 月 日
4 開示を実施する日	年 月 日
5 事務担当係	部(局・室) 課(所・室) 係 担当 電話(/)
6 備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔実施機関〕に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 20 号様式 (第 24 条関係)

年 月 日

保有個人情報訂正請求書

- ☐ 江東区長
☐ 江東区教育委員会
☐ 江東区選挙管理委員会 殿
☐ 江東区監査委員

(請求者) 氏名 _____

住所(〒 _____) _____

電話 (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(1) 開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ (2) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
3 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
4 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
5 本人確認等	(1) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 (_____) <u>※ 請求書を郵送して請求をする場合は、上記の書類に加えて住民票の写し等（請求をする日前 30 日以内に作成されたもの。コピー不可。）を添付してください。</u> (2) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者(_____ 年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所 _____ (3) 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類（請求をする日前 30 日以内に作成されたもの。コピー不可。）を提示し、又は提出してください。 ☐ 戸籍謄本（未成年者の場合） ☐ 登記事項証明書（成年被後見人の場合） ☐ その他 (_____) (4) 任意代理人が請求する場合は、次の書類（請求をする日前 30 日以内に作成されたもの。コピー不可。）を提出してください。 ☐ 委任状（訂正請求用） ☐ その他 (_____)

※請求先並びに上記 4 及び 5 の ☐ には、該当するものにレを付してください。

別記第 2 1 号様式 (第 2 4 条関係)

委任状
(訂正請求用)(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書 (ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限り) を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード (個人番号通知カードは不可) 等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

別記第 2 2 号様式 (第 2 5 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正通知書

様

〔実施機関〕

印

に提供している以下の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
3 訂正をした日	年 月 日
4 訂正請求の趣旨	
5 訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
6 事務担当係	部(局・室) 課(所・室) 担当 係 電話(/)
7 備考	

別記第 2 3 号様式 (第 2 7 条関係)

年 月 日

保有個人情報利用停止請求書

- ☐ 江東区長
☐ 江東区教育委員会
☐ 江東区選挙管理委員会 殿
☐ 江東区監査委員

(請求者) 氏名 _____
 住所(〒 _____) _____
 電話 (_____) _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(1) 開示決定通知書の文書番号: _____ 日付: _____ (2) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
3 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
4 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
5 本人確認等	(1) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 (_____) <u>※ 請求書を郵送して請求をする場合は、上記の書類に加えて住民票の写し等(請求をする日前30日以内に作成されたもの。コピー不可。)</u> を添付してください。 (2) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(_____ 年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所 _____ (3) 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類(請求をする日前30日以内に作成されたもの。コピー不可。)を提示し、又は提出してください。 ☐ 戸籍謄本(未成年者の場合) ☐ 登記事項証明書(成年被後見人の場合) ☐ その他 (_____) (4) 任意代理人が請求する場合は、次の書類(請求をする日前30日以内に作成されたもの。コピー不可。)を提出してください。 ☐ 委任状(利用停止請求用) ☐ その他 (_____)

※請求先及び上記3から5までの□には、該当するものにレを付してください。

別記第 2 4 号様式 (第 2 7 条関係)

委任状
(利用停止請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

江東区個人情報保護審議会条例施行規則を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 号

江東区個人情報保護審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江東区個人情報保護審議会条例(令和 5 年 3 月江東区条例第 4 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。)、江東区議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年 3 月江東区条例第 2 5 号。以下「議会条例」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(諮問の方法)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号に規定する諮問は、諮問書(別記第 1 号様式)により行うものとする。

(諮問書の添付資料)

第 4 条 諮問書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) 江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和 5 年 3 月江東区規則第 3 号)に定める保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書若しくは保有個人情報利用停止請求書又は江東区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和 5 年 3 月江東区議会訓令第 1 号)に定める開示請求書、訂正請求書若しくは利用停止請求書の写し
- (2) 江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則に定める保有個人情報開示等決定通知書又は江東区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程に定める開示決定通知書、開示をしない旨の決定通知書、訂正決定通知書、訂正をしない旨の決定通知書、利用停止決定通知書若しくは利用停止をしない旨の決定通知書の写し
- (3) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしているときの当該開示の実施に係る保有個人情報の写し
- (4) 審査請求書の写し
- (5) 弁明書の写し
- (6) 反論書の写し(審査請求人から提出があった場合に限る。)

(7) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての諮問庁の考え方及びその理由を記載した理由説明書(諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。)

(8) 行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)第 1 1 条第 1 項に規定する総代若しくは同法第 1 2 条第 1 項に規定する代理人が選任され、又は同法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書面の写し

(9) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期間を延長しているときの江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則に定める保有個人情報開示等決定期間延長通知書若しくは保有個人情報開示等決定期間特例延長通知書又は江東区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程に定める開示決定等期限延長通知書、開示決定等期限特例延長通知書、訂正決定等期限延長通知書、訂正決定等期限特例延長通知書、利用停止決定等期限延長通知書若しくは利用停止決定等期限特例延長通知書の写し

(10) 法第 8 6 条第 3 項又は議会条例第 2 7 条第 3 項に規定する反対意見書が提出されているときの当該反対意見書の写し

(諮問の取下げ)

第 5 条 諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、取下書(別記第 2 号様式)によるものとする。

2 諮問の後に、法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項各号又は議会条例第 4 5 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合における当該諮問の取下げは、諮問後取下書(別記第 3 号様式)によるものとする。

(諮問庁との調整)

第 6 条 審議会は、諮問庁から、法第 8 1 条又は議会条例第 2 3 条の規定により存否を明らかにしないで開示請求を拒否した事件に係る保有個人情報の存否の取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該保有個人情報の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴くものとする。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁の同意を得て、諮問庁から提示された保有個人情報又はその写しを答申までの間留め置くことができる。

(審議会に諮問をした旨の通知)

第 7 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項及び議会条例第 45 条第 2 項の規定による通知は、審議会諮問通知書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

江東区個人情報保護審議会 御中

諮問庁名 印

諮 問 書

（個人情報の保護に関する法律・江東区議会の個人情報の保護に関する条例）の規定に基づく処分等について、別紙のとおり審査請求があったので、
（同法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項・同条例第 45 条）の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称	
2 審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕	(1) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付及び受付番号
	(2) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の宛先
3 補正に要した日数及び処分の期限	
4 審査請求に係る処分等	(1) 処分の種類
	(2) 処分の日付及び文書番号
	(3) 実施機関
	(4) 処分の概要
5 審査請求	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求人
	(3) 審査請求の趣旨
6 諮問の理由	
7 参加人等	

別記第2号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

江東区個人情報保護審議会 御中

諮問庁名 印

取下書

諮問(年諮問第 号)に係る審査請求について、別紙のとおり、行政不服
審査法第27条の規定に基づく取下げがあったので、当該諮問を取り下げます。

別記第 3 号様式 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

江東区個人情報保護審議会 御中

諮問序名 印

諮問後取下書

諮問 (年諮問第 号) に係る審査請求について、却下する [その全部を認
容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する] [その全部を認容
し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をする] [その全部を認容し、当
該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をする] こととしたので、当該諮問
を取り下げます。

別記第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

審議会諮問通知書

様

諮問序名 印

年 月 日付第 号による決定に対する審査請求について、次のとおり江東区個人情報保護審議会に諮問したので、通知します。

1 保有個人情報の名称	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 事務担当係	部(局・室) 課(所・室) 係 担当 電話 内線()
5 備考	

江東区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 号

江東区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

江東区情報公開条例施行規則（平成 13 年 10 月江東区規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 33 条」を「第 40 条」に改める。

第 3 条の表 2 の項中「一部開示決定通知書」を「部分開示決定通知書」に改め、同表 3 の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第 7 条の見出しを「(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)」に改める。

第 8 条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 9 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 11 条から第 13 条までを削る。

第 18 条を第 21 条とする。

第 17 条中「ための」を「ために」に改め、同条を第 20 条とする。

第 16 条中「第 31 条第 1 項」を「第 38 条第 1 項」に改め、同条を第 19 条とする。

第 15 条中「第 29 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改め、同条を第 18 条とする。

第 14 条第 1 項中「第 28 条」を「第 34 条」に、「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条を第 17 条とする。

第 10 条の 2 の次に次の 6 条を加える。

(諮問の方法)

第 11 条 条例第 20 条第 1 項の規定による諮問は、諮問書（別記第 10 号様式）により行うものとする。

(諮問書の添付資料)

第 12 条 諮問書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) 開示請求書の写し
- (2) 開示決定通知書、部分開示決定通知書又は不開示決定通知書の写し
- (3) 開示請求に係る公文書の一部を開示する旨の決定をしているときの当該開示の実施に係る公文書の写し
- (4) 審査請求書の写し

(5) 弁明書の写し

(6) 反論書の写し（審査請求人から提出があった場合に限る。）

(7) 開示決定等についての諮問庁（条例第 20 条第 1 項の規定により諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）の考え方及びその理由を記載した理由説明書（諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）

(8) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 11 条第 1 項に規定する総代若しくは同法第 12 条第 1 項に規定する代理人が選任され、又は同法第 13 条第 4 項に規定する参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書面の写し

(9) 開示決定等の期間を延長しているときの開示決定等期間延長通知書又は開示決定等期間特例延長通知書の写し

(10) 条例第 15 条第 3 項に規定する反対意見書が提出されているときの当該反対意見書の写し

(諮問の取下げ)

第 13 条 諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、取下書（別記第 11 号様式）によるものとする。

2 諮問の後に、条例第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当することとなった場合における当該諮問の取下げは、諮問後取下書（別記第 12 号様式）によるものとする。

(諮問庁との調整)

第 14 条 審議会は、諮問庁から、条例第 10 条の規定により存否を明らかにしないで開示請求を拒否した事件に係る公文書の存否の取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該公文書の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴くものとする。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁の同意を得て、諮問庁から提示された公文書又はその写しを答申までの間留め置くことができる。

(情報公開審議会に諮問をした旨の通知)

第 15 条 条例第 20 条第 4 項の規定による通知は、審議会諮問通知書（別記第 13 号様式）により行うものとする。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、条例第 20 条第 6 項の規定による議長の意見照会について準用する。

別表中「、第 1 2 条」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

部分開示決定通知書

様

〔実施機関〕

印

年 月 日付で受け付けた開示請求について、江東区情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり対象情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	
2 開示しない部分の内容、開示しない理由及び根拠規定	〔内容〕 〔理由〕 〔根拠規定〕 条例第7条第 号
3 開示の日時	午前 時 分から 年 月 日 () 午後 時 分まで
4 開示の場所	
5 開示の方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 視聴
6 事務担当係	部(局・室) 課(所・室) 係 担当 電話(/)
7 備考	

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事務担当係まで連絡してください。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔実施機関〕に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記2の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記2又は3の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

不開示決定通知書

様

〔実施機関〕

印

年 月 日付で受け付けた開示請求について、江東区情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり対象情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	
2 開示しない理由及び根拠規定	〔理由〕 〔根拠規定〕 条例第7条第 号
3 事務担当係	部(局・室) 課(所・室) 担当 係 電話(/)
4 備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〔実施機関〕 に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 1 0 号様式から別記第 1 4 号様式までを
削り、別記第 9 号様式の次に次の 4 様式を加える。

別記第 10 号様式 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

江東区情報公開審議会 御中

諮問庁名 印

諮 問 書

江東区情報公開条例の規定に基づく処分等について、別紙のとおり審査請求があったので、同条例第 20 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

1 審査請求に係る 公文書の名称	
2 審査請求に係る 開示請求	(1) 開示請求の日付及び受付番号
	(2) 開示請求の宛先
3 補正に要した日 数及び処分の期限	
4 審査請求に係る 処分等	(1) 処分の種類
	(2) 処分の日付及び文書番号
	(3) 実施機関
	(4) 処分の概要
5 審査請求	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求人
	(3) 審査請求の趣旨
6 諮問の理由	
7 参加人等	

別記第 1 1 号様式 (第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

江東区情報公開審議会 御中

諮問庁名 印

取下書

諮問 (年諮問第 号) に係る審査請求について、別紙のとおり、行政不服審査法第 2 7 条の規定に基づく取下げがあったので、当該諮問を取り下げます。

別記第12号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

江東区情報公開審議会 御中

諮問庁名 印

諮問後取下書

諮問(年諮問第 号)に係る審査請求について、却下する〔その全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示する〕こととしたので、当該諮問を取り下げます。

別記第 1 3 号様式 (第 1 5 条関係)

第 号
年 月 日

審議会諮問通知書

様

〔諮問庁〕

印

年 月 日付第 号による決定に対する審査請求について、江東区情報公開条例第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり江東区情報公開審議会に諮問したので、通知します。

1 公文書の件名	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 事務担当係	部 (局・室) 課 (所・室) 係 担当 電話 (/)
5 備考	

附 則
(施行期日)

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(江東区文書管理規則の一部改正)
- 江東区文書管理規則 (平成 1 3 年 1 0 月江東区規則第 5 3 号) の一部を次のように改正する。

第 5 1 条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 6 号

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則

江東区江東きつずクラブ条例施行規則（平成 22 年 4 月江東区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 江東きつずクラブ八名川の項中「38 名」を「76 名」に改め、同表江東きつずクラブ数矢の項中「50 名」を「94 名」に改め、同表江東きつずクラブ東陽の項中「38 名」を「69 名」に改め、同表江東きつずクラブ南陽の項中「114 名」を「152 名」に改め、同表江東きつずクラブ毛利の項中「41 名」を「73 名」に改め、同表江東きつずクラブ東川の項中「72 名」を「118 名」に改め、同表江東きつずクラブ豊西の項中「144 名」を「180 名」に改め、同表江東きつずクラブ五大の項中「46 名」を「74 名」に改め、同表江東きつずクラブ四砂の項中「53 名」を「81 名」に改め、同表江東きつずクラブ五砂の項中「87 名」を「132 名」に改める。

別記第 1 号様式中

「 ☐ 個人情報の取扱いに関する同意

円滑なクラブ運営を図るため、利用児童の個人情報を、学校とクラブとの間で情報共有することに同意します。

☐ 費用の減額・免除申請の有無

兄弟で利用している世帯等への減額制度、非課税世帯への免除制度等を申請する場合は、チェックしてください。（減免申請書を必ず提出してください。）

を

「 ☐ 個人情報の取扱いに関する同意 ☐

円滑なクラブ運営を図るため、利用児童の個人情報を、学校とクラブとの間で共有することに同意の上、上記☐にチェックをしてください。

費用の減額・免除申請の有無（有・無）

兄弟で利用している世帯等への減額制度又は非課税世帯等への免除制度を申請する場合は減免申請書を提出してください。

に改める。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式を次のよう改める。

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

【会社員、派遣社員、公務員、パート等の被雇用者、会社登録をされている自営業の方はこちらの面をご使用ください。】

勤務 (内定) 証明書

提出先 江東区長

※発行日から 3 か月以内のものを提出してください。

勤務 (予定) 者氏名		勤務 (予定) 者住所	
現在の就労状況		☐ 就労中 ☐ 産休・育休中 ☐ 就労予定 (年 月 日採用)	
勤務 状 況	1 勤務日数	週 日勤務 (月平均 日)	
	2 勤務日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 不定期 (月 日)	
	3 勤務時間	(1) 勤務時間 時 分～ 時 分	(2) 変則勤務の場合の平均勤務時間 時 分～ 時 分
		(3) 勤務時間が日々変動する場合はチェックをしてください。 ☐ ※(3)の場合、直近 1 か月のシフト表等を添付してください。	
	4 勤務形態 該当する場合はチェックをしてください。	(1) 恒常的に週 3 日以上在宅勤務がある。 ☐ ※一時的に在宅勤務をしている場合は、チェック不要です。	
		(2) 単身赴任中の場合はチェックをしてください。 ☐	
5 残業時間 (1) 又は (2) のいずれかをご記入ください。	(1) 週 3 日以上残業の有無 (※注 1)	☐ あり 1 日 時間 分 ☐ なし	
	(2) 管理職等で残業の証明ができない場合はチェックをしてください。 ☐ ※(2)の場合、残業時間は勤務者本人が利用申請書に記入するため不要です。		
産前・産後休業の取得 (予定) 期間		年 月 日～ 年 月 日	
育児休業の取得 (予定) 期間		年 月 日～ 年 月 日	
保育園に入園できた場合の復職日 (予定日)		年 月 日	
短時間勤務している場合の勤務期間・勤務時間		年 月 日～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分	
実際の勤務場所が証明欄の記載内容と異なる場合		勤務先名称	
		勤務先住所	
		連絡先	
その他特記事項			

注 1 直近 3 か月の実績において週 3 日以上残業がある場合のみ、1 日当たりの平均時間を記載してください。
平均時間＝期間内の残業時間の合計時間／残業しない日を含む勤務日数

上記のとおり勤務 (内定) していることを証明します。

年 月 日

事業所名

証明者

印

所在地

電話番号

記入担当者名

- ・ 記入方法の詳細は、別紙の記入例をご覧ください。(区の HP にも掲載がございます。)
- ・ 勤務場所が支店、営業所、派遣先等の場合は、支店長、営業所長又は派遣先等の代表者による証明でも差し支えありません。
- ・ 記載内容に虚偽があった場合は、申請を無効 (在籍者は退会) とします。
- ・ この証明書は、江東きつずクラブ B 登録の入会のための付属資料とするもので、それ以外に使用することはありません。
- ・ 訂正する場合は、二重線で抹消・加筆し、証明者印と同一の訂正印を押印してください。訂正印のないものは、証明の効力がなくなります。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

【会社登録をされていない自営業、就学、看護・介護、疾病、心身障害等の方はこちらの面をご使用ください。】

就労状況等報告書

提出先 江東区長

年 月 日

氏名		生年月日	年 月 日
住所			

江東きつずクラブ B 登録の申請に当たり、就労状況等について、下記のとおり報告いたします。

記

該当する理由に○をつけ、必要事項を記入してください。

※ 就学・技術習得を理由とする方は、在学証明書（合格通知等）と時間割等を添付してください。

自営業・就学・技術習得	事業所名（学校名）	就労状況（自宅内・自宅外）	
	業務内容（自営業の場合）		
	就労（就学）先所在地		
	就労（就学）開始 （予定）年月日	年 月 日	
	就労（通学）日数	週 日（月平均 日）	
	就労（通学）日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 不定期	
	就労（授業）時間	時 分～ 時 分	
※不規則の場合は、時間が分かるものを添付してください。			
備考			

※ 看護・介護を理由とする方は、看護・介護を要する方の診断書・証明書等を添付してください。

看護・介護	看護・介護者を要する方の氏名			
	児童との続柄		場所	自宅内（2か月以上、常時必要） ・ 自宅外
	自宅外の場合	介護・看護を要する日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 不定期	
		介護・看護に要する時間	時 分～ 時 分	
			※不規則の場合は、時間が分かるものを添付してください。	
備考				

※ 疾病を理由とする方は、診断書等の医師の証明書を添付してください。

疾病	病名		病院名	
	入院・療養期間			

※ 心身障害を理由とする方は、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。

心身障害	程度	身体障害者手帳 級	・ 愛の手帳 度	・ 精神障害者保健福祉手帳 級
------	----	-----------	----------	-----------------

※ その他を理由とする方は、事前に各クラブ又は 課へ相談してください。

その他	保護に欠ける具体的な理由	
	保護に欠ける期間	

別記第 2 1 号様式中「」を削る。

別記第 2 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 2 号様式 (第 1 3 条関係)

江東区長 殿

江東きつずクラブ退会届

次のとおりクラブを退会します。

届出日	年	月	日
-----	---	---	---

- 1 クラブ名 ▼クラブ名を記入の上、A登録又はB登録にチェックをしてください。

江東きつずクラブ	☐ A登録 ☐ B登録
----------	---

- 2 退会日 ※B登録の場合は、退会日の属する月まで利用料が発生します。

年	月	日
---	---	---

- 3 児童情報 ▼兄弟姉妹で退会する場合は、それぞれの学年及び氏名をご記入ください。

①学年 () 年	②学年 () 年	③学年 () 年
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名

- 4 保護者 (申請者) 情報

氏名	住所
----	----

- 5 退会理由 ▼該当する理由にチェックをしてください。

☐ 他のクラブへ異動するため	☐ 育休、退職等により利用要件がなくなったため
☐ 転出・転居のため	☐ きつずクラブを利用する必要がなくなったため
☐ その他 ()	

- 6 間食費還付請求 (B登録のみ)

▼退会日翌月以降の間食費を支払済みの場合は、ご記入ください。

円 (月 ~ 月分)	・金額が不明な場合は、クラブへご確認ください。 ・利用料の還付がある場合は、後日、江東区役所から還付請求書を郵送いたします。
--------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区江東きつずクラブ条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 号

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則 (平成 1 8 年 6 月江東区規則第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「申請者」を「申請をした者」に改める。

第 3 条中「掲げる書類」を「定める書類」に改める。

第 7 条第 7 号及び第 8 条第 6 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

指定申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 名称						
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村					
	連絡先	電話番号 E m a i l	(内線)	F A X 番号			
	法人等の種類						
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名		フリガナ 氏 名		生年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村					
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に ☒ ☐							
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型 サービス申請 時に ☒	指定申請対 象事業 (該当事業 に○)	既に指定を 受けている 事業 (該当事業 に○)	指定申請を する事業の 開始予定年 月 日	様 式
	地域密着型 サービス	夜間対応型訪問介護					付表 1
		認知症対応型通所介護					付表 2
		小規模多機能型居宅介護					付表 3
		認知症対応型共同生活介護					付表 4
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付表 5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付表 6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付表 7
		複合型サービス					付表 8
		地域密着型通所介護	☐				付表 9
	居宅介護支援事業						付表 10
	介護予防支援事業						付表 11
	地域密着型 介護予防 サービス	介護予防認知症対応型通所介護					付表 2
		介護予防小規模多機能型居宅介護					付表 3
		介護予防認知症対応型共同生活介護					付表 4
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)					
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)					

裏面に記載についての備考があります。

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 既に地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業者が、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始予定年月日」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」、「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
- 4 法人等の種類は、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（NPO）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 5 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所在地情報は、原則として登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。

別記第 3 号様式から別記第 6 号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式（第 3 条関係）

変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所等	名称											
	所在地											
サービスの種類												
変更年月日		年 月 日										
変更があった事項（該当に○）		変更の内容										
	事業所（施設）の名称	(変更前)										
	事業所（施設）の所在地											
	申請者の名称											
	主たる事務所の所在地											
	法人等の種類											
	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所											
	登記事項証明書、条例等 （当該事業に関するものに限る。）											
	共生型サービスの該当有無											
	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等											
	事務所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所											
	運営規程											
	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関											
	事業所の種別等											
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制											
	本体施設、本体施設との移動経路等											
	併設施設の状況等											
	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地											
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号											

備考

- 1 添付書類一覧を確認し、必要書類を添付してください。
- 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の（変更前）と（変更後）欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号										
廃止(休止)する事業所	名称										
	所在地										
サービスの種類											
廃止・休止の別	廃止・休止										
廃止・休止する年月日	年 月 日										
廃止・休止する理由											
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置											
休止予定期間	休止日～ 年 月 日										

備考 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。

別記第 5 号様式（第 3 条関係）

再開届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
再開した事業所	名称												
	所在地												
サービスの種類													
再開した年月日	年 月 日												

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1）を添付してください。

別記第 6 号様式 (第 4 条関係)

指定辞退届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
指定を辞退する施設	名称												
	所在地												
指定を受けた年月日	年 月 日												
指定を辞退する年月日	年 月 日												
指定を辞退する理由													
現に施設に入所している者に対する措置													

備考 指定を辞退する日の 1 月前までに届け出てください。

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 名 称													
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村												
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX 番号							
		E m a i l												
	代表者の職名・氏名・ 生 年 月 日	職 名		フリガナ 氏 名					生年月日					
事業所	代 表 者 の 住 所	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村												
	事業等の種類	介護保険事業所番号												
	指定有効期間満了日													
	フリガナ 名 称													
	所 在 地	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村												
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき													
	フリガナ 名 称													
管理者	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村												
	フリガナ 氏 名									生年月日				
	住 所	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村												

備考

- 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所在地情報は、原則として登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。
- 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
- 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が 2 つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

別添

- 誓約書 (参考様式 6)
- 介護支援専門員一覧 (参考様式 7)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 8 号

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成 3 0 年 3 月江東区規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「申請者」を「申請をした者」に改める。

第 3 条中「掲げる書類」を「定める書類」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

指定申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 名 称														
	主たる事務所の 所 在 地		(郵便番号		—)		都道 府県		市区 町村						
	連 絡 先		電話番号		(内線)		F A X 番号								
			E m a i l												
	法人等の種類														
	代表者の職名・ 氏名・生年月日		職 名				フリガナ 氏 名		-----		生年 月日				
代表者の住所		(郵便番号		—)		都道 府県		市区 町村							
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に ☒														☐	
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型 サービス申請 時に ☒		指定申請対象事業 (該当事業に ○)		既に指定を受けている 事業 (該当事業 に○)		指定申請をする事業の 開始予定年月日		様 式				
	地域密着型 サービス	夜間対応型訪問介護										付表 1			
		認知症対応型通所介護										付表 2			
		小規模多機能型居宅介護										付表 3			
		認知症対応型共同生活介護										付表 4			
		地域密着型特定施設入居者生活介護										付表 5			
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護										付表 6			
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護										付表 7			
		複合型サービス										付表 8			
	地域密着型通所介護		☐								付表 9				
	居宅介護支援事業										付表 1 0				
	介護予防支援事業										付表 1 1				
	地域密着型 介護予防 サービス	介護予防認知症対応型通所介護										付表 2			
		介護予防小規模多機能型居宅介護										付表 3			
		介護予防認知症対応型共同生活介護										付表 4			
介護保険事業所番号												(既に指定又は許可を受けている場合)			
医療機関コード等												(保険医療機関として指定を受けている場合)			

裏面に記載についての備考があります。

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 既に地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業者が、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始予定年月日」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」、「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
- 4 法人等の種類は、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（NPO）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 5 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所在地情報は、原則として登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。

別記第 3 号様式から別記第 5 号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式（第 3 条関係）

変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号									
指定内容を変更した事業所等	名称									
	所在地									
サービスの種類										
変更年月日		年 月 日								
変更があった事項（該当に○）		変更の内容								
	事業所（施設）の名称	（変更前）								
	事業所（施設）の所在地									
	申請者の名称									
	主たる事務所の所在地									
	法人等の種類									
	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所									
	登記事項証明書、条例等 （当該事業に関するものに限る。）									
	共生型サービスの該当有無									
	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等									
	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所									
	運営規程									
	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関									
	事業所の種別等									
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制									
	本体施設、本体施設との移動経路等									
	併設施設の状況等									
	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地									
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号									

備考

- 1 添付書類一覧を確認し、必要書類を添付してください。
- 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の（変更前）と（変更後）欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号										
廃止(休止)する事業所	名称										
	所在地										
サービスの種類											
廃止・休止の別	廃止・休止										
廃止・休止する年月日	年 月 日										
廃止・休止する理由											
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置											
休止予定期間	休止日～ 年 月 日										

備考 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

再開届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
再開した事業所	名称												
	所在地												
サービスの種類													
再開した年月日	年 月 日												

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1）を添付してください。

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 5 条関係)

指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 名 称												
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村											
	連絡先	電話番号 E m a i l	(内線)				F A X 番号						
	代表者の職名・氏名・ 生 年 月 日	職 名		フリガナ 氏 名				生年月日					
	代表者の住所	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村											
事業所	事業等の種類	介護保険事業所番号											
	指定有効期間満了日												
	フリガナ 名 称												
	所在地	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村											
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき												
	フリガナ 名 称												
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村											
管理者	フリガナ 氏 名								生年月日				
	住 所	(郵便番号 —) 都道府県 市区町村											

備考

- 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所在地情報は、原則として登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。
- 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
- 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が 2 つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

別添

- 誓約書 (参考様式 6)
- 介護支援専門員一覧 (参考様式 7)

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するこ

とができる。

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 9 号

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 1 8 年 6 月江東区規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「申請者」を「申請をした者」に改める。

第 3 条中「掲げる書類」を「定める書類」に改める。

第 4 条中「ものとする」を削る。

第 5 条第 1 項中「ものとする」を削り、同条第 2 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「よる」を「による」に改め、同条第 7 号及び第 8 号を削り、同条第 9 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第 7 号とする。

第 7 条中「法第 1 1 5 条の 3 0 各号」を「同条各号」に改め、「ものとする」を削り、同条第 2 号中「指定介護予防支援」を削り、同条第 4 号を次のように改める。

（4） 指定若しくは指定の取消しの年月日又は指定の効力の停止の内容及びその期間

第 7 条第 5 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 8 条中「第 1 1 5 条の 4 5 第 3 項」を「第 1 1 5 条の 4 6 第 3 項」に改める。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（様式）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な様式は、区長が別に定める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

指定申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 名 称						
	主たる事務所の 所 在 地	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村					
	連 絡 先	電話番号	(内線)		FAX 番号		
		E m a i l					
	法人等の種類						
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名		フリガナ 氏 名		生年 月日	
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 都道 市区 府県 町村					
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に ☒							
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型 サービス申請 時に ☒	指定申請対象事業 (該当事業に○)	既に指定を受けている 事業 (該当事業に○)	指定申請をする事業の 開始予定年月日	様 式
	地域密着型 サービス	夜間対応型訪問介護					付表 1
		認知症対応型通所介護					付表 2
		小規模多機能型居宅介護					付表 3
		認知症対応型共同生活介護					付表 4
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付表 5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付表 6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付表 7
		複合型サービス					付表 8
	地域密着型通所介護	☐				付表 9	
	居宅介護支援事業						付表 10
	介護予防支援事業						付表 11
	地域密着型 介護予防 サービス	介護予防認知症対応型通所介護					付表 2
		介護予防小規模多機能型居宅介護					付表 3
		介護予防認知症対応型共同生活介護					付表 4
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)					
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)					

裏面に記載に関する備考があります。

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 既に地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業者が、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始予定年月日」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」、「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
- 4 法人等の種類は、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（NPO）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 5 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所在地情報は、原則として登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。

別記第 3 号様式から別記第 5 号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所等		名称											
		所在地											
サービスの種類													
変更年月日		年 月 日											
変更があった事項 (該当に○)		変更の内容											
	事業所 (施設) の名称	(変更前)											
	事業所 (施設) の所在地												
	申請者の名称												
	主たる事務所の所在地												
	法人等の種類												
	代表者 (開設者) の氏名、生年月日及び住所												
	登記事項証明書、条例等 (当該事業に関するものに限る。)												
	共生型サービスの該当有無												
	事業所 (施設) の建物の構造、専用区画等												
	事務所 (施設) の管理者の氏名、生年月日及び住所												
	運営規程												
	協力医療機関 (病院)・協力歯科医療機関												
	事業所の種別等												
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制												
	本体施設、本体施設との移動経路等												
	併設施設の状況等												
	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地												
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号												

備考

- 1 添付書類一覧を確認し、必要書類を添付してください。
- 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の (変更前) と (変更後) 欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号											
廃止(休止)する事業所	名称											
	所在地											
サービスの種類												
廃止・休止の別	廃止・休止											
廃止・休止する年月日	年 月 日											
廃止・休止する理由												
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置												
休止予定期間	休止日～ 年 月 日											

備考 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

再開届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名称
代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
再開した事業所	名称												
	所在地												
サービスの種類													
再開した年月日	年 月 日												

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1）を添付してください。

別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第5条関係）

指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 名 称													
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー) 都道府県 市区町村												
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号							
		E m a i l												
	代表者の職名・氏名・ 生 年 月 日	職 名		フリガナ 氏 名				生年月日						
事業所	代 表 者 の 住 所	(郵便番号 ー) 都道府県 市区町村												
	事業等の種類	介護保険事業所番号												
	指定有効期間満了日													
	フリガナ 名 称													
	所 在 地	(郵便番号 ー) 都道府県 市区町村												
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき													
	フリガナ 名 称													
管理者	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 都道府県 市区町村												
	フリガナ 氏 名								生年月日					
	住 所	(郵便番号 ー) 都道府県 市区町村												

備考

- 1 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所在地情報は、原則として登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。
- 2 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
- 3 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

別添

- 1 誓約書（参考様式6）
- 2 介護支援専門員一覧（参考様式7）

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

地域包括支援センター設置の届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
届出者 名 称
代表者職名・氏名

介護保険法に規定する地域包括支援センターについて、下記のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

記

届 出 者	フリガナ						
	名 称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 都道 市区 府県 町村					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
		E m a i l					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏 名		生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 —) 都道 市区 府県 町村					
事業所の所在地	(郵便番号 —) 都道 市区 府県 町村						
地域包括支援センター設置の予定年月日				担当する区域			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 0 号

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例 (令和 5 年 3 月江東区条例第 2 6 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(避難行動要支援者の範囲)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 75歳以上の一人暮らしの者又は75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5であるもの。ただし、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している者を除く。
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「等級表」という。)に規定する肢体不自由、視覚障害又は聴覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの
- (4) 東京都が知的障害者に発行する手帳(東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)に規定する愛の手帳をいう。)の交付を受けている者のうち、その障害の程度が1度又は2度のもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、高齢者、障害者、乳幼児その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると届け出たもの
- (避難行動要支援者名簿の記載事項)
- 第4条 条例第2条第3号の避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第49条の10第2項各号に掲げる事項のほか、条例第3条第1項ただし書に規定する本人の同意の有無を記載するものとする。
- 2 区長は、前項に規定する記載事項について、正確かつ最新の内容を保つよう努めなければならない。
- (避難支援等関係者の範囲)
- 第5条 条例第2条第5号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 区の区域を管轄する警察署
- (2) 区の区域を管轄する消防署
- (3) 社会福祉法人江東区社会福祉協議会
- (4) 拠点避難所
- (5) 災害協力隊等(地域住民の隣保互助の精神に基づき、区内の町会、自治会等を母体として自発的に結成された法第5条第2項に規定する自主防災組織又は自主防災組織としての活動が困難な場合におけるマンション管理組合、自治組織等をいう。)
- (6) 民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員
- (7) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
(名簿情報の提供の同意等)
- 第6条 避難行動要支援者は、条例第3条第1項の規定による名簿情報の提供(以下「名簿情報の提供」という。)に同意する場合は、書面によりその旨を区長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により名簿情報の提供に同意した者が、同意を取り下げようとする場合は、書面によりその旨を区長に届け出なければならない。
- 3 条例第3条第2項の規定により、本人の同意を得ることなく名簿情報の提供をされた者が、当該名簿情報から自己の情報を削除することを希望する場合は、書面によりその旨を区長に届け出なければならない。
- (名簿情報の管理)
- 第7条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、条例第5条に規定する措置を講ずるため、名簿情報の管理を行う者(以下「管理者」という。)及び名簿情報を使用できる者を定め、書面により区長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等のうち、拠点避難所については、名簿情報を使用できる者を定めることを要しない。
- 3 管理者は、名簿情報を適切に管理することを誓約した書面を区長に提出しなければならない。(その他)
- 第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。
- 附 則
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を公布する。
- 令和5年3月15日
江東区長 山 崎 孝 明
- ◎江東区規則第11号
江東区国民健康保険条例の一部を改正する

条例附則第 2 項に規定する規則で定める日
を定める規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規
則 (令和 2 年 9 月江東区規則第 6 8 号) の一部を
次のように改正する。

本則中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 5
月 7 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公
布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 2 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則
則

生活保護法施行細則 (昭和 4 0 年 3 月江東区規
則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別記第 2 9 号様式を次のように改める。

別記第29号様式(第10条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

江東区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4 就労自立給付金振込先

この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取りに利用している場合のみ、以下に記載をお願いいたします。

金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合		支 店 出張所					
預金種類	☐ 普通預金	右づめで記入してください。	支店コード					
	☐ 当座預金		口座番号					
フリガナ								
口座名義人								

※ 上記の支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。右づめで記入してください。

別記第 3 1 号様式を次のように改める。

別記第 3 1 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

江東区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)
氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
☐ 大学等進学前の住宅と同じ
☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
 居住 (予定) 地 _____
- 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる以下のいずれかの書類
 ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 イ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 ウ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する学校の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでに上記の書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合		支 店 出張所					
預金種類	☐ 普通預金	右づめで記入してください。	支店コード					
	☐ 当座預金		口座番号					
フリガナ								
口座名義人								

※ 上記の支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。
 ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 3 号

江東区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

江東区住宅用家屋証明事務施行細則（昭和 5 9 年 7 月江東区規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 1 0 条第 2 号に規定する認定長期優良住宅」を「第 1 0 条第 2 号イに掲げる住宅で住宅用家屋に該当するもの」に改め、同条第 4 項第 4 号アからウまで以外の部分を次のように改める。

昭和 5 6 年 1 2 月 3 1 日以前に建築された家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、次のいずれかの書類

第 2 条第 4 項第 4 号ア中「第 2 6 条第 2 項第 2 号」を「第 2 6 条第 3 項第 2 号」に、「1 級建築士」を「一級建築士」に、「2 級建築士」を「二級建築士」に改め、同項第 7 号中「増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用）（別記第 4 号様式）」を「増改築等工事証明書（別記第 4 号様式）」に、「増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用）に」を「増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）又は増改築等工事証明書に」に改める。

別記第 1 号様式中

「	床 面 積	m ²	」
	構 造	造	

を

「	床 面 積	m ²	」
---	-------	----------------	---

に改め、同様式中備考 6 を削り、備考 7 を備考 6 とし、備考 8 を備考 7 とし、備考 9 を備考 8 とする。

別記第 3 号様式中

「1 断熱等性能等級 4 」

を

「1 断熱等性能等級 4 以上」

に改める。

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 2 条関係)

増改築等工事証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

I 所得税額の特別控除

1 償還期間が 10 年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合 (住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第 1 号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替		
第 2 号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替		
第 3 号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下		
第 4 号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
第 5 号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		
第 6 号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記 1 から 3 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事	
地域区分		1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域	
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級		1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3	
認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合		次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等 低炭素建築物新築等計画の認定	

			主体						
			低炭素建築物新築等計画の認定番号	第	号				
			低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日				
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合		住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事						
			上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事						
			地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域	3 3 地域 6 6 地域			
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1	2 等級 2	3 等級 3			
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 2 2 断熱等性能等級 3 3 断熱等性能等級 4 以上					
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称					
				登録番号	第	号			
			住宅性能評価書の交付番号		第	号			
			住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日				
			増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事					
				上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事					
				地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域	3 3 地域 6 6 地域		
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1	2 等級 2	3 等級 3		
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 3 2 断熱等性能等級 4 以上				
				長期優良住宅建築等計画の認定主体					
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第		号					
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日							

(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額等

① 第1号工事～第6号工事に要した費用の額		円
② 第1号工事～第6号工事に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
③ ①から②を差し引いた額（100万円を超える場合）		円

- 2 償還期間が 5 年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別税額控除（工事完了後、令和 3 年 12 月 31 日までに入居したものに限る。））

(1) 実施した工事の種別

高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：2%控除分）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			
特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：2%控除分）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記 1 から 3 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事		
		地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域	
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3	
		次に該当する修繕又は模様替 1 窓		
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等 低炭素建築物新築等計画の認定主体		
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第	号
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年	月 日
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
		地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域	
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3	
		改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級 4 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及	

			び断熱等性能等級 3				
		住宅性能評価書を 交付した登録住宅 性能評価機関	名 称				
			登録番号	第 号			
		住宅性能評価書の交付番号		第 号			
		住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日			
	増改築による長期 優良住宅 建築等計画の認定 により証明される 場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事					
		上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事					
		地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域	3 3 地域 6 6 地域		
		改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3				
		改修工事後の住宅 が相当する省エネ 性能	1 断熱等性能等級 4 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及び断熱等性能等級 3				
		長期優良住宅建築等計画の認定 主体					
		長期優良住宅建築等計画の認定 番号		第 号			
		長期優良住宅建築等計画の認定 年月日		年 月 日			
	エネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事						
	上記 1 から 3 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事						
地域区分	1 1 地域 5 5 地域	2 2 地域 6 6 地域	3 3 地域 7 7 地域	4 4 地域 8 8 地域			
改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 等級 1 2 等級 2						
認定低炭素建築 物新築等計画に 基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓						
	上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等						
	低炭素建築物新築等計画の認定主体						
	低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号				
低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日					

特定多世帯 同居改修工 事等（2％ 控除分）	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
	改修工事後				
特定耐久性 向上改修工 事等（2％ 控除分）	特定断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号			第 号	
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日			年 月 日	
上記と併せ て行う第1 号工事～第 4号工事 （1％控除 分）	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			

(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額等

① 高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等及び第 1 号工事～第 4 号工事に要した費用の額		円
② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等（2％控除分）		
ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額		円
イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
③ 特定断熱改修工事等の費用の額等（2％控除分）		
ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有 無

	「有」の場合	交付される補助金等の額	円	
ウ アからイを差し引いた額（５０万円を超える場合）			円	
④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等（２％控除分）				
ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額			円	
イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無			有 無	
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円	
ウ アからイを差し引いた額（５０万円を超える場合）			円	
⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等（２％控除分）				
ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額			円	
イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無			有 無	
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円	
ウ アからイを差し引いた額（５０万円を超える場合）			円	
⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額				円
⑦ 断熱改修工事等の費用の額等（１％控除分）				
ア 断熱改修工事等に要した費用の額			円	
イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無			有 無	
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円	
ウ アからイを差し引いた額（５０万円を超える場合）			円	

- 3 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準				
②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替				
③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域		
		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓		
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等		
			低炭素建築物新築等計画の認定主体		
			低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号	
			低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日	
	太陽熱利用冷暖熱装置の型式				
	潜熱回収型給湯器の型式				
	ヒートポンプ式電気給湯器の型式				
	燃料電池コージェネレーションシステムの型式				
	ガスエンジン給湯器の型式				
	エアコンディショナーの型式				
	太陽光発電設備の型式				
	安全対策工事		有	無	
	陸屋根防水基礎工事		有	無	
	積雪対策工事		有	無	
	塩害対策工事		有	無	
	幹線増強工事		有	無	
④多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				

			調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
		改修工事前				
		改修工事後				
⑤耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事					
	長期優良住宅建築等計画の認定主体					
	長期優良住宅建築等計画の認定番号			第 号		
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日			年 月 日		
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替				
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替				
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下				
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準				
	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替				
	第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替			

			4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事		
			地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域
			改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 等級 1	2 等級 2
				3 等級 3	
		認定低炭素 建築物新築 等計画に基 づく工事の 場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模 様替 2 天井等 3 壁 4 床等		
			低炭素建築物新築等計画の認 定主体		
			低炭素建築物新築等計画の認 定番号		第 号
			低炭素建築物新築等計画の認 定年月日		年 月 日
		改修工事 後の住宅 の一定の 省エネ性 能が証明 される場 合	住宅性能評 価書により 証明される 場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれか に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の 合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様 替 1 窓の断熱性を高める工事 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模 様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
				地域区分	1 1 地域 3 3 地域 5 5 地域 7 7 地域
			改修工事前の住 宅が相当する断 熱等性能等級	1 等級 1	2 等級 2
				3 等級 3	
			改修工事後の住 宅の断熱等性能 等級	1 断熱等性能等級 2	
				2 断熱等性能等級 3	
			住宅性能評価書 を交付した登録 住宅性能評価機 関	名 称	
				登録番号	第 号
			住宅性能評価書の交付番号		第 号
			住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日
		増改築によ る長期優良 住宅建築等 計画の認定 により証明 される場合		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれか に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の 合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様 替 1 窓の断熱性を高める工事	

				上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事
			地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 3 2 断熱等性能等級 4 以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

(2) 実施した工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修			
ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円	
イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円	
ウ アからイを差し引いた額		円	
エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額		円	
オ ウからエを差し引いた額		円	
② 高齢者等居住改修工事等			
ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額		円	
イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円	
ウ アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）		円	
エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額		円	
オ ウからエを差し引いた額		円	
③ 一般断熱改修工事等			
ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円	
イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円	
ウ アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）		円	
エ ウと 250 万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円）のうちいずれか少ない金額		円	
オ ウからエを差し引いた額		円	
④ 多世帯同居改修工事等			
ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額		円	
イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円	
ウ アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）		円	
エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額		円	
オ ウからエを差し引いた額		円	
⑤ ①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額		円	
⑥ ①エ、②エ、③エ及び④エの合計額		円	
⑦ ①オ、②オ、③オ及び④オの合計額		円	
⑧ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）			
ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円	

イ 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)			円
エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額			円
オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額		円
カ エからオを差し引いた額 (50万円を超える場合)			円
キ ウ及びカの合計額			円
ク キと250万円 (対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円) のうちいずれか少ない金額			円
ケ キからクを差し引いた額			円
⑨ ②ウ、④ウ及び⑧キの合計額			円
⑩ ②エ、④エ及び⑧クの合計額			円
⑪ ②オ、④オ及び⑧ケの合計額			円
⑫ 耐久性向上改修工事等 (対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)			
ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額			円
イ 当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)			円
エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額			円
オ 当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額		円
カ エからオを差し引いた額 (50万円を超える場合)			円
キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額			円
ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有	無
「有」の場合	交付される補助金等の額		円
ケ キからクを差し引いた額 (50万円を超える場合)			円
コ ウ、カ及びケの合計額			円
サ コと500万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円) のうちいずれか少ない金額			円
シ コからサを差し引いた額			円
⑬ ②ウ、④ウ及び⑫コの合計額			円
⑭ ②エ、④エ及び⑫サの合計額			円
⑮ ②オ、④オ及び⑫シの合計額			円
⑯ ⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額 (10%控除分)			円
⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額			円

⑮	⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額	円
⑯	①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第 1 号工事～第 6 号工事	
ア	①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額	円
イ	⑯の改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額	円
⑰	⑰の金額と⑮及び⑯ウの合計額のうちいずれか少ない額	円
⑱	1, 0 0 0 万円から⑰を引いた残りの額（0 円未満となる場合は 0 円）	円
⑳	⑰と⑱の金額のうちいずれか少ない額（5 %控除分）	円

4 償還期間が 10 年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第 1 号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替		
第 2 号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替		
第 3 号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下		
第 4 号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
第 5 号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		
第 6 号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事	
		上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域
		省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
		上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域
		改修工事後の住宅の省エネ性能	
		1 断熱等性能等級 4 以上 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及び断熱等性能等級 3	
		住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称 登録番号 第 号
		住宅性能評価書の交付番号	
		第 号	
		住宅性能評価書の交付年月日	
		年 月 日	
	増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
		上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域

				7 7 地域 8 8 地域
			改修工事後の住宅 の省エネ性能	1 断熱等性能等級 4 以上 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及 び断熱等性能等級 3
			長期優良住宅建築等計画の認定 主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定 番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定 年月日	年 月 日
第 7 号工事 (給排水 管・雨水の 浸入を防止 する部分に 係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替			

(2) 実施した工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額

① 特定の増改築等に要した費用の総額

第 1 号工事～第 7 号工事に要した費用の総額	円
--------------------------	---

② 特定の増改築等のうち、第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額

第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額	円
-------------------------	---

③ 特定の増改築等のうち、第 4 号工事、第 5 号工事、第 6 号工事又は第 7 号工事に要した費用の額

ア 第 4 号工事に要した費用の額	円
イ 第 5 号工事に要した費用の額	円
ウ 第 6 号工事に要した費用の額	円
エ 第 7 号工事に要した費用の額	円

Ⅱ 固定資産税の減額

1 - 1 地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	1 地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	---

1 - 2 地方税法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 1 増築 2 改築 3 修繕 4 模様替	
工事の内容		
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

2 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事	
		上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事	
			2 壁の断熱性を高める改修工事	
			3 床等の断熱性を高める改修工事	
	断熱改修工事と併せて行った右記 4 から 9 までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事		4 太陽熱利用冷温熱装置	型式：
			5 潜熱回収型給湯器	型式：
			6 ヒートポンプ式電気給湯器	型式：
			7 燃料電池コージェネレーションシステム	型式：
			8 エアコンディショナー	型式：
			9 太陽光発電設備	型式：
	工事の内容			
熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）				円
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額				

ア	断熱改修工事に係る費用の額	円
イ	断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 ウ 交付される補助金等の額	円
①	アからウを差し引いた額	円
エ	断熱改修工事と併せて行った 4 から 9 までに掲げる設備の 取替え又は取付けに係る工事の費用の額	円
オ	エの工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 カ 交付される補助金等の額	円
②	エからカを差し引いた金額	円
工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること）		
③	①の金額が 6 0 万円を超える	☐ 左記に該当する
上記③に該当しない場合		
④	①の金額が 5 0 万円を超え、かつ、①と②の合計額が 6 0 万 円を超える	☐ 左記に該当する
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
	長期優良住宅建築等計画の認定主体	
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第 15 条の 9 の 2 に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年	月	日
-------	---	---	---

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定 確認検査機関	名 称				
	住 所				
	指定年月日及び 指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合			登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局 等名					

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称			
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	

	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付	
		合格通知番号又は合格証書番号	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保険 法人	名 称				
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検定 合格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 （二級建築士又は木造建 築士の場合）	
				合格通知日付又は合格証 書日付	
				合格通知番号又は合格証 書番号	
建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区住宅用家屋証明事務施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 4 号

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 2 4 年 1 2 月江東区規則第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

認 定 申 請

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 3 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 (該当する□にレを記入)
- ☐ 建築物全体
- ☐ 複合建築物の非住宅部分
- ☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法 (該当する□にレを記入)
- 住宅部分:
- ☐ 誘導仕様基準
- ☐ 誘導仕様基準以外

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)			適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅の申請の場合			別表第 7 1 の(1)のア 円 (a)	別表第 7 1 の(2)のア 円 (A)
□共同住宅等の申請 の場合	建築物の住戸の部分の総戸数	戸	別表第 7 1 の(1)のイの(ア) 円 (b)	別表第 7 1 の(2)のイの(ア) 円 (B)
	共用部分の床面積の合計	m ²	別表第 7 1 の(1)のイの(イ) 円 (c)	別表第 7 1 の(2)のイの(イ) 円 (C)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 7 1 の(1)のイの(ロ) 円 (d)	別表第 7 1 の(2)のイの(ロ) 円 (D)
	計		(b) + (c) + (d) 円	(B) + (C) + (D) 円
□一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合	建築物の延べ面積	m ²	別表第 7 1 の(1)のウ 円 (e)	別表第 7 1 の(2)のウ 円 (E)

合計 円

(注意)

- 別表とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

変更認定申請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 誘導仕様基準以外

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)			適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅の申請の場合			別表第 7 2 の(1)の ア 円 (a')	別表第 7 2 の(2)の ア 円 (A')
□共同住宅等の申請 の場合	建築物の住戸の部 分の総戸数	戸	別表第 7 2 の(1)のイの(ア) 円 (b')	別表第 7 2 の(2)のイの(ア) 円 (B')
	共用部分の床面積 の合計	m ²	別表第 7 2 の(1)のイの(イ) 円 (c')	別表第 7 2 の(2)のイの(イ) 円 (C')
	非住宅部分の床面 積の合計	m ²	別表第 7 2 の(1)のイの(ロ) 円 (d')	別表第 7 2 の(2)のイの(ロ) 円 (D')
	計		(b') + (c') + (d') 円	(B') + (C') + (D') 円
□一戸建て住宅及び 共同住宅等以外の 建築物の申請の場 合	建築物の延べ面積	m ²	別表第 7 2 の(1)の ウ 円 (e')	別表第 7 2 の(2)の ウ 円 (E')

合計 円

(注意)

- 1 別表とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 2 項の規定において準用する第 5 4 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則 (以下「改正前の規則」という。) 別記第 1 号様式及び別記第 2

号様式の規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和 4 年国土交通省令第 6 8 号) 附則第 2 項から第 4 項までの規定によりなお従前の例によることとされる認定の申請 (変更の認定の申請を含む。) については、なおその効力を有する。

- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の別記様

式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 5 号

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 2 8 年 6 月江東区規則第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号イ中「（日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）別表 1 に規定する断熱等性能等級（以下単に「断熱等性能等級」という。）の等級 4 及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級（以下「一次エネルギー消費量等級」という。）の等級 5 に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級の等級 4 又は等級 5 に適合している場合に限る。）」を削る。

第 6 条第 1 項第 1 号オ中「（断熱等性能等級の等級 4 及び一次エネルギー消費量等級の等級 4 又は等級 5 に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級の等級 3、等級 4 又は等級 5 に適合している場合に限る。）」を削る。

別記第 1 号の 3 様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号の 3 様式 (第 5 条関係)

手数料額計算書 (計画認定申請)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 (該当する□にレを記入)
- ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の住宅部分
☐ 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画の評価方法 (該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
☐ 誘導仕様基準 ☐ 誘導仕様基準以外
 非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)			適合証等がある場合	適合証等がない場合
□(1) 一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m ²	別表第 8 3 の(1)の ア 円	別表第 8 3 の(2)の ア 円
	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ²	別表第 8 3 の(1)の イ の(ア) 円(a)	別表第 8 3 の(2)の イ の(ア) 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 3 の(1)の イ の(イ) 円(b)	別表第 8 3 の(2)の イ の(イ) 円(B)
	合計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円

合計 円

(注意)

- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第 1 号の 4 様式 (第 5 条関係)

手数料額計算書 (複数建築物の計画認定申請)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体 (複数建築物の認定)
- 2 計画の評価方法 住宅部分 :
(該当する□にレを記入) ☐ 誘導仕様基準 ☐ 誘導仕様基準以外
非住宅部分 :
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入)	住宅部分の床 面積の合計 □共用部分を 除く	m ²	別表第 8 3 の (1) のイの (ア) 円 (a)	別表第 8 3 の (2) のイの (ア) 円 (A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第 8 3 の (1) のイの (イ) 円 (b)	別表第 8 3 の (2) のイの (イ) 円 (B)
	合計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計	m ²	(c) 円	(C) 円

合計 円

(注意)

- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

別紙

手数料額計算書(他の建築物)

手数料額の計算(該当する部分の□にレを記入)

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物____ (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ²	別表第 8 3 の (1)のイの(ア) 円(a)	別表第 8 3 の (2)のイの(ア) 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 3 の(1)の イの(イ) 円(b)	別表第 8 3 の(2)の イの(イ) 円(B)
	小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物____ (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ²	別表第 8 3 の (1)のイの(ア) 円(a)	別表第 8 3 の (2)のイの(ア) 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 3 の (1)のイの(イ) 円(b)	別表第 8 3 の (2)のイの(イ) 円(B)
	小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物____ (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ²	別表第 8 3 の (1)のイの(ア) 円(a)	別表第 8 3 の (2)のイの(ア) 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 3 の (1)のイの(イ) 円(b)	別表第 8 3 の (2)のイの(イ) 円(B)
	小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計		円(c)	円(C)

(注意)

- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

手数料額計算書 (計画変更認定申請)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)
- 建築物全体
□ 複合建築物の住宅部分
□ 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
□ 誘導仕様基準 □ 誘導仕様基準以外
非住宅部分：
□ モデル建物法 □ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)			適合証等がある場合	適合証等がない場合
□ (1) 一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m ²	別表第 8 4 の (1) のア 円	別表第 8 4 の (2) のア 円
□ (2) (1) 以外の建築物の申請の場合 (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □ 共用部分を除く	m ²	別表第 8 4 の (1) のイの (ア) 円 (a')	別表第 8 4 の (2) のイの (ア) 円 (A')
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 4 の (1) のイの (イ) 円 (b')	別表第 8 4 の (2) のイの (イ) 円 (B')
	合計	m ²	(a') + (b') 円	(A') + (B') 円

合計 円

(注意)

- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 2 項の規定において準用する第 3 5 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第 2 号の 2 様式 (第 5 条関係)

手数料額計算書 (複数建築物の計画変更認定申請)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体 (複数建築物の認定)
- 2 計画の評価方法 住宅部分 :
(該当する□にレを記入) ☐ 誘導仕様基準 ☐ 誘導仕様基準以外
非住宅部分 :
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入)	住宅部分の 床面積の合 計 ☐ 共用部分 を除く	m ²	別表第 8 4 の (1) のイの (ア) 円 (a')	別表第 8 4 の (2) のイの (ア) 円 (A')
	非住宅部分 の床面積の 合計	m ²	別表第 8 4 の (1) のイの (イ) 円 (b')	別表第 8 4 の (2) のイの (イ) 円 (B')
	合計	m ²	(a') + (b') 円	(A') + (B') 円
他の建築物	合計	m ²	(c') 円	(C') 円

合計 円

(注意)

- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 2 項の規定において準用する第 3 5 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額 (c') 及び (C') には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

別紙

手数料額計算書(他の建築物)

手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物__ (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ²	別表第 8 4 の(1)のイの(ア) 円(a')	別表第 8 4 の(2)のイの(ア) 円(A')
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 4 の(1)のイの(イ) 円(b')	別表第 8 4 の(2)のイの(イ) 円(B')
	小計	m ²	(a') + (b') 円	(A') + (B') 円
他の建築物__ (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ²	別表第 8 4 の(1)のイの(ア) 円(a')	別表第 8 4 の(2)のイの(ア) 円(A')
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 4 の(1)のイの(イ) 円(b')	別表第 8 4 の(2)のイの(イ) 円(B')
	小計	m ²	(a') + (b') 円	(A') + (B') 円
他の建築物__ (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ²	別表第 8 4 の(1)のイの(ア) 円(a')	別表第 8 4 の(2)のイの(ア) 円(A')
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 4 の(1)のイの(イ) 円(b')	別表第 8 4 の(2)のイの(イ) 円(B')
	小計	m ²	(a') + (b') 円	(A') + (B') 円
他の建築物	合計		円(c')	円(C')

(注意)

- 1 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 2 項の規定において準用する第 3 5 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 4 認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表 8 3 に規定する額とする。

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

手数料額計算書 (基準適合認定申請)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 4 1 条第 1 項の規定による申請)

1 計画の評価方法

(該当する□にレを記入)

住宅部分:

☐ 性能基準☐ 仕様基準

又は誘導仕様基準

☐ モデル住宅法☐ フロア入力法

非住宅部分:

☐ モデル建物法☐ 標準入力法等

2 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)			適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m ²	別表第 8 5 の (1) のア 円	別表第 8 5 の (2) のア 円
	住宅部分の床面積の合計 ☐ 共用部分を除く	m ²	別表第 8 5 の (1) のイの (ア) 円 (a'')	別表第 8 5 の (2) のイの (ア) 円 (A'')
☐ 一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表第 8 5 の (1) のイの (イ) 円 (b'')	別表第 8 5 の (2) のイの (イ) 円 (B'')
	合計	m ²	(a'') + (b'') 円	(A'') + (B'') 円

合計

円

(注意)

- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)別記第 1 号の

3 様式から別記第 3 号様式までの規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 4 年国土交通省令第 6 7 号)附則第 2 項から第 4 項までの規定によりなお従前の例によることとされる認定の申請(変更の認定の申請を含む。)については、なおその効力を有する。

- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区老朽空家等対策審議会条例施行規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 6 号

江東区老朽空家等対策審議会条例施行規則（趣旨）

第 1 条 この規則は、江東区老朽空家等対策審議会条例（令和 5 年 3 月江東区条例第 1 8 号。以下「条例」という。）第 1 1 条の規定に基づき、江東区老朽空家等対策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門部会）

第 2 条 条例第 9 条に規定する専門部会の部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、会務を総理する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（審議会の招集の特例）

第 3 条 会長は、災害その他の理由により審議会を招集することができない場合においては、審議会を書面その他の方法により開催することができる。

（委任）

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 7 号

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営住宅条例施行規則（平成 1 0 年 2 月江東区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 13 条関係)

名称				専用面積	利便性係数
扇橋一丁目アパート	浴槽Ⅰ			61.53㎡	0.9402
	浴槽Ⅱ			61.53㎡	0.9545
塩浜住宅	1号棟	浴槽なし		42.36㎡	0.9071
		浴槽Ⅰ		42.36㎡	0.9405
		浴槽Ⅱ		42.36㎡	0.9548
	2号棟	浴槽なし		51.04㎡	0.9116
		浴槽Ⅰ		51.04㎡	0.9452
		浴槽Ⅱ		51.04㎡	0.9596
猿江一丁目アパート	—			—	—
北砂二丁目アパート	浴槽なし			51.22㎡	0.8818
	浴槽Ⅰ			51.22㎡	0.9143
	浴槽Ⅱ			51.22㎡	0.9282
大島五丁目住宅	—			—	—
東砂八丁目住宅	浴槽なし			51.04㎡	0.8805
	浴槽Ⅰ			51.04㎡	0.9129
	浴槽Ⅱ			51.04㎡	0.9268
森下二丁目住宅	Aタイプ	浴槽Ⅰ		47.41㎡	0.9443
		浴槽Ⅱ		47.41㎡	0.9587
	Bタイプ	浴槽Ⅰ		56.74㎡	0.9443
		浴槽Ⅱ		56.74㎡	0.9587
	Cタイプ	浴槽Ⅰ		48.05㎡	0.9443
		浴槽Ⅱ		48.05㎡	0.9587
塩浜一丁目住宅	1 2号棟	浴槽Ⅰ		48.07㎡	0.9604
		浴槽Ⅱ		48.07㎡	0.9750
	1 4号棟	Aタイプ	浴槽Ⅰ	61.53㎡	0.9604
			浴槽Ⅱ	61.53㎡	0.9750
		Bタイプ	浴槽Ⅱ	74.89㎡	0.9750
北砂七丁目住宅	1号棟	浴槽Ⅱ		63.11㎡	0.9133
	2号棟	浴槽Ⅱ		57.39㎡	0.9133
	3号棟	浴槽Ⅱ		53.91㎡	0.9133
	4号棟	浴槽Ⅱ		63.11㎡	0.9133
東陽一丁目住宅	浴槽Ⅱ			61.50㎡	0.9718
東陽一丁目第二住宅	浴槽Ⅰ			62.20㎡	0.9509
	浴槽Ⅱ			62.20㎡	0.9654

備考

- 1 この表において浴槽Ⅰとは800型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは800型以外の形式の浴槽をいう。

- 2 猿江一丁目アパート及び大島五丁目住宅は、建替事業中である。

別表第 2 (第 1 3 条関係)

収入区分等 名称及び種別		104,000 円以下 の場合	104,000 円を超 え123,0 00円以 下の場 合	123,000 円を超 え139,0 00円以 下の場 合	139,000 円を超 え158,0 00円以 下の場 合	158,000 円を超 え186,0 00円以 下の場 合	186,000 円を超 え214,0 00円以 下の場 合	214,000 円を超 え259,0 00円以 下の場 合	259,000 円を超 える場 合	近 傍 同 種 の 住 宅 の 家 賃
扇 橋 一 丁 目 ア パ ー ト	浴槽Ⅰ	34,80 0円	40,200 円	46,000 円	51,900 円	59,300 円	68,400 円	80,100 円	92,300 円	103,000 円
	浴槽Ⅱ	35,40 0円	40,800 円	46,700 円	52,700 円	60,200 円	69,400 円	81,300 円	93,700 円	103,000 円
塩 浜 住 宅	1 号 棟	浴 槽 なし	22,10 0円	25,500 円	29,200 円	32,900 円	37,600 円	43,400 円	50,800 円	58,600 円
		浴 槽 Ⅰ	22,90 0円	26,400 円	30,200 円	34,100 円	39,000 円	45,000 円	52,700 円	60,700 円
		浴 槽 Ⅱ	23,30 0円	26,800 円	30,700 円	34,600 円	39,600 円	45,700 円	53,500 円	61,700 円
	2 号 棟	浴 槽 なし	26,80 0円	30,900 円	35,400 円	39,900 円	45,600 円	52,600 円	61,600 円	71,000 円
		浴 槽 Ⅰ	27,80 0円	32,100 円	36,700 円	41,400 円	47,300 円	54,500 円	63,800 円	73,600 円
		浴 槽 Ⅱ	28,20 0円	32,500 円	37,200 円	42,000 円	48,000 円	55,400 円	64,800 円	74,700 円
猿 江 一 丁 目 ア パ ー ト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北 砂 二 丁 目 ア パ ー ト	浴槽なし	26,30 0円	30,300 円	34,700 円	39,100 円	44,700 円	51,600 円	59,800 円	59,800 円	59,800 円
	浴槽Ⅰ	27,20 0円	31,400 円	36,000 円	40,600 円	46,400 円	53,500 円	59,800 円	59,800 円	59,800 円
	浴槽Ⅱ	27,70 0円	31,900 円	36,500 円	41,200 円	47,100 円	54,300 円	59,800 円	59,800 円	59,800 円

大島五丁目住宅			—	—	—	—	—	—	—	—	—
東砂八丁目住宅	浴槽なし		26, 10 0円	30, 200 円	34, 500 円	38, 900 円	44, 500 円	51, 300 円	60, 100 円	69, 300 円	74, 300 円
	浴槽Ⅰ		27, 10 0円	31, 300 円	35, 800 円	40, 300 円	46, 100 円	53, 200 円	62, 300 円	71, 800 円	74, 300 円
	浴槽Ⅱ		27, 50 0円	31, 700 円	36, 300 円	41, 000 円	46, 800 円	54, 000 円	63, 200 円	72, 900 円	74, 300 円
森下二丁目住宅	A タイ プ	浴 槽 Ⅰ	27, 20 0円	31, 400 円	35, 900 円	40, 500 円	46, 300 円	53, 400 円	62, 600 円	72, 200 円	86, 400 円
		浴 槽 Ⅱ	27, 60 0円	31, 900 円	36, 500 円	41, 100 円	47, 000 円	54, 300 円	63, 500 円	73, 300 円	86, 400 円
	B タイ プ	浴 槽 Ⅰ	32, 60 0円	37, 600 円	43, 000 円	48, 500 円	55, 400 円	63, 900 円	74, 800 円	86, 300 円	103, 500 円
		浴 槽 Ⅱ	33, 10 0円	38, 200 円	43, 600 円	49, 200 円	56, 300 円	64, 900 円	76, 000 円	87, 600 円	103, 500 円
	C タイ プ	浴 槽 Ⅰ	28, 10 0円	32, 400 円	37, 100 円	41, 800 円	47, 800 円	55, 200 円	64, 600 円	74, 500 円	93, 000 円
		浴 槽 Ⅱ	28, 50 0円	32, 900 円	37, 600 円	42, 500 円	48, 500 円	56, 000 円	65, 500 円	75, 600 円	93, 000 円
塩浜一丁目住宅	1 2 号棟	浴 槽 Ⅰ	28, 20 0円	32, 500 円	37, 200 円	41, 900 円	47, 900 円	55, 300 円	64, 700 円	74, 700 円	97, 500 円
		浴 槽 Ⅱ	28, 60 0円	33, 000 円	37, 800 円	42, 600 円	48, 700 円	56, 200 円	65, 700 円	75, 800 円	97, 500 円
	1 4 号棟	A タイ プ	浴 槽 Ⅰ	36, 10 0円	41, 700 円	47, 700 円	53, 800 円	61, 400 円	70, 900 円	83, 000 円	95, 700 円
			浴 槽 Ⅱ	36, 60 0円	42, 300 円	48, 400 円	54, 600 円	62, 400 円	72, 000 円	84, 200 円	97, 100 円
		B タイ プ	浴 槽 Ⅱ	44, 60 0円	51, 500 円	58, 900 円	66, 400 円	75, 900 円	87, 500 円	102, 500 円	118, 200 円
北砂七	1 号棟	浴 槽 Ⅱ	35, 90 0円	41, 400 円	47, 400 円	53, 400 円	61, 100 円	70, 500 円	82, 500 円	95, 100 円	107, 300 円

丁目住宅	2号棟	浴槽Ⅱ	32,600円	37,600円	43,000円	48,500円	55,500円	64,000円	74,900円	86,400円	97,500円
	3号棟	浴槽Ⅱ	30,800円	35,500円	40,700円	45,900円	52,400円	60,500円	70,800円	81,600円	93,700円
	4号棟	浴槽Ⅱ	35,900円	41,400円	47,400円	53,400円	61,100円	70,500円	82,500円	95,100円	107,300円
東陽一丁目住宅	浴槽Ⅱ		37,400円	43,200円	49,400円	55,700円	63,600円	73,400円	85,900円	99,100円	133,400円
東陽一丁目第二住宅	浴槽Ⅰ		36,300円	41,900円	48,000円	54,100円	61,800円	71,300円	83,500円	96,300円	118,900円
	浴槽Ⅱ		36,900円	42,600円	48,700円	54,900円	62,700円	72,400円	84,800円	97,700円	118,900円

備考

- この表において浴槽Ⅰとは８００型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは８００型以外の形式の浴槽をいう。
- 猿江一丁目アパート及び大島五丁目住宅は、建替事業中である。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規を公布する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 8 号

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区高齢者住宅条例施行規則（平成 1 0 年 2 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ピアすみよしの項中「1. 0 1 0 0」を「1. 0 0 5 9」に改め、同表ピアこうとうの項中「0. 9 8 1 3」を「0. 9 7 7 3」に改め、同表ピアおおじまの項中「0. 9 4 9 8」を「0. 9 4 5 9」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 13 条関係）

収入区分等 名称及び種別			104,000 円以下 の場合	104,000 円を超 え123,0 00円以 下の場 合	123,000 円を超 え139,0 00円以 下の場 合	139,000 円を超 え158,0 00円以 下の場 合	158,000 円を超 え186,0 00円以 下の場 合	186,000 円を超 え214,0 00円以 下の場 合	214,000 円を超 え259,0 00円以 下の場 合	259,000 円を超 える場 合	近 傍 同 種 の 住 宅 の 家 賃
ピア すみよし	Aタイプ	浴槽Ⅱ	19,000 円	21,900 円	25,000 円	28,300 円	32,300 円	37,300 円	43,600 円	50,300 円	76,400 円
	Bタイプ		19,400 円	22,400 円	25,600 円	28,900 円	33,100 円	38,100 円	44,700 円	51,500 円	78,200 円
ピア こうとう	Aタイプ	浴槽Ⅱ	17,900 円	20,700 円	23,600 円	26,700 円	30,500 円	35,200 円	41,200 円	47,500 円	63,600 円
	Bタイプ		17,500 円	20,200 円	23,100 円	26,100 円	29,800 円	34,400 円	40,300 円	46,500 円	62,300 円
	Cタイプ		17,000 円	19,600 円	22,400 円	25,300 円	28,900 円	33,300 円	39,000 円	45,000 円	60,300 円
	Dタイプ		17,000 円	19,600 円	22,400 円	25,300 円	28,900 円	33,300 円	39,000 円	45,000 円	60,300 円
	Eタイプ		30,800 円	35,600 円	40,700 円	45,900 円	52,400 円	60,500 円	70,800 円	81,700 円	110,500 円
	Fタイプ		28,900 円	33,300 円	38,100 円	43,000 円	49,200 円	56,700 円	66,400 円	76,600 円	102,700 円
ピア おおしま	Aタイプ	浴槽Ⅱ	23,900 円	27,500 円	31,500 円	35,500 円	40,600 円	46,900 円	54,800 円	63,300 円	90,200 円
	Bタイプ		30,500 円	35,200 円	40,300 円	45,400 円	51,900 円	59,900 円	70,100 円	80,900 円	115,200 円
	Cタイプ		32,200 円	37,200 円	42,600 円	48,000 円	54,800 円	63,300 円	74,100 円	85,400 円	124,800 円
	Dタイプ		32,200 円	37,200 円	42,600 円	48,000 円	54,800 円	63,300 円	74,100 円	85,400 円	125,400 円

備考 この表において浴槽Ⅱとは、800型以外の形式の浴槽をいう。

附 則

改正する。

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 40 条の表を次のように改める。

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 19 号

江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区規則第 44 号）の一部を次のように

廃棄物処理手数料の 額	有料粗大ごみ処理券の種別及び 枚数
400円	有料粗大ごみ処理券A 2枚
900円	有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,300円	有料粗大ごみ処理券A 2枚
	有料粗大ごみ処理券B 3枚
2,300円	有料粗大ごみ処理券A 1枚
	有料粗大ごみ処理券B 7枚
3,200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚
	有料粗大ごみ処理券B 10枚

第 4 2 条の表を次のように改める。

有料ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料	1 組の 枚数
有料ごみ処理券・特大	3, 0 4 5 円	5 枚
有料ごみ処理券・大	3, 9 1 0 円	1 0 枚
有料ごみ処理券・中	1, 7 4 0 円	1 0 枚
有料ごみ処理券・小	8 7 0 円	1 0 枚

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 粗大ごみの廃棄物処理手数料 (第 3 3 条関係)

種目	番号	品目	単価
電気・ガス・石油器具	1	ミシン (卓上式のもの)	9 0 0 円
	2	ミシン (卓上式のものを除く。)	2, 3 0 0 円
	3	冷水器	1, 3 0 0 円
	4	ガステーブル (ガスこんろ)	4 0 0 円
	5	電子レンジ	4 0 0 円
	6	ガスオーブン	1, 3 0 0 円
	7	食器洗い乾燥機	1, 3 0 0 円
	8	湯沸器	9 0 0 円
	9	ストーブ (ファンヒーター)	9 0 0 円
	1 0	ストーブ (ファンヒーターを除く。)	4 0 0 円
	1 1	扇風機	4 0 0 円
	1 2	除湿機	4 0 0 円
	1 3	換気扇	4 0 0 円
	1 4	冷風機	9 0 0 円
	1 5	掃除機	4 0 0 円
	1 6	照明器具	4 0 0 円
	1 7	ミニコンポーネントステレオセット (幅 8 0 センチメートル未満のもの)	4 0 0 円
	1 8	ステレオセット (ミニコンポーネントステレオセットを除く。)	2, 3 0 0 円
	1 9	カラオケ演奏装置	9 0 0 円
	2 0	スピーカー (最大辺 5 0 センチメートル以下のもの 1 個)	4 0 0 円
	2 1	スピーカー (最大辺 5 0 センチメートルを超えるもの 1 個)	9 0 0 円
	2 2	オーディオ機器 (単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く。)	4 0 0 円

家具・寝具等	2 3	ビデオデッキ	4 0 0 円
	2 4	こたつ (家具調こたつ以外のもの。こたつ板を除く。)	4 0 0 円
	2 5	家具調こたつ (こたつ板を除く。)	9 0 0 円
	1	こたつ板	4 0 0 円
	2	箱物家具 (幅と高さの合計が 1 3 5 センチメートル以下のもの)	4 0 0 円
	3	箱物家具 (幅と高さの合計が 1 3 5 センチメートルを超え 1 8 0 センチメートル以下のもの)	9 0 0 円
	4	箱物家具 (幅と高さの合計が 1 8 0 センチメートルを超え 2 7 0 センチメートル以下のもの)	1, 3 0 0 円
	5	箱物家具 (幅と高さの合計が 2 7 0 センチメートルを超え 3 6 0 センチメートル以下のもの)	2, 3 0 0 円
	6	箱物家具 (幅と高さの合計が 3 6 0 センチメートルを超えるもの)	3, 2 0 0 円
	7	テーブル・座卓 (最大辺が 1 0 0 センチメートル以下のもの)	4 0 0 円
	8	テーブル・座卓 (最大辺が 1 0 0 センチメートルを超え 1 5 0 センチメートル以下のもの)	9 0 0 円
	9	テーブル・座卓 (最大辺が 1 5 0 センチメートルを超えるもの)	1, 3 0 0 円
	1 0	ソファ (1 人用のもの)	9 0 0 円
	1 1	ソファ (2 人以上用のもの)	2, 3 0 0 円
	1 2	椅子 (ソファを除く。)	4 0 0 円
	1 3	鏡台 (高さが 4 0 センチメートル以下のもの)	4 0 0 円
	1 4	鏡台 (高さが 4 0 センチメートルを超え 7 0 センチメートル以下のもの)	9 0 0 円
	1 5	鏡台 (高さが 7 0 センチメートルを超えるもの)	1, 3 0 0 円
	1 6	両袖机	3, 2 0 0 円
	1 7	机 (両袖机を除く。)	1, 3 0 0 円
	1 8	敷物 (1 畳以下のもの)	4 0 0 円

オ フ イ ス オ ー ト メ ー シ ョ ン 機 器	19	敷物(1畳を超えるもの)	900円
	20	ウッドカーペット(6畳未満のもの)	900円
	21	ウッドカーペット(6畳以上のもの)	1,300円
	22	アコーディオンカーテン	900円
	23	ブラインド	400円
	24	ベッドマット(ダブルサイズ以下のもの)	1,300円
	25	ベッドマット(クイーンサイズ以上のもの)	2,300円
	26	ベッド(ダブルサイズ以下のもの。ベッドマットを除く。)	1,300円
	27	ベッド(クイーンサイズ以上のもの。ベッドマットを除く。)	2,300円
	28	布団	400円
	1	ワードプロセッサ	400円
	2	プリンター(高さが20センチメートル以下のもの)	400円
	3	プリンター(高さが20センチメートルを超え30センチメートル以下のもの)	900円
趣 味 用 品	4	プリンター(高さが30センチメートルを超えるもの)	1,300円
	5	オフィスオートメーション機器(ワードプロセッサ及びプリンターを除く。)	1,300円
	1	オルガン	2,300円
	2	スキー板	400円
	3	ゴルフ用具	400円
	4	サーフボード	400円
	5	サイクリングマシン(自転車を除く。)	1,300円
	6	ローイングマシン	900円
	7	ランニングマシン	2,300円
そ の 他	8	ぶら下がり健康器	900円
	9	マッサージチェア	1,300円
	1	スーツケース	400円
	2	編み機	900円
	3	浴槽	1,300円
	4	風呂釜	1,300円

5	洗面化粧台	1,300円
6	畳(軽量・ウレタン製のもの)	400円
7	畳(半畳のもの。軽量・ウレタン製のものを除く。)	900円
8	畳(1畳のもの。軽量・ウレタン製のものを除く。)	1,300円
9	建具(アルミサッシ及びガラス戸)	900円
10	建具(アルミサッシ及びガラス戸を除く。)	400円
11	物干し台(1個)	900円
12	水槽(最大辺が50センチメートル以下のもの)	400円
13	水槽(最大辺が50センチメートルを超えるもの)	900円
14	衣装箱	400円
15	自転車(16インチ未満のもの)	400円
16	自転車(16インチ以上のもの)	900円
17	脚立	400円
18	ぶらんこ	900円
19	滑り台	900円
20	こども用遊具(ぶらんこ及び滑り台を除く。)	400円
21	ベビーベッド	900円
22	乳児用具(ベビーベッドを除く。)	400円
23	その他のもの(10キログラム以下のもの)	400円
24	その他のもの(10キログラムを超え20キログラム以下のもの)	900円
25	その他のもの(20キログラムを超え30キログラム以下のもの)	1,300円
26	その他のもの(30キログラムを超え50キログラム以下のもの)	2,300円
27	その他のもの(50キログラムを超えるもの)	3,200円

備考

- 1 粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る単価の欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

- 2 品目の欄に掲げる品目以外の品目は、大きさ、重さ及び用途が最も近い品目と同一とみなし、当該品目の単価は、同一とみなした品目の単価の欄に掲げる額とする。ただし、これにより難い場合の当該品目の額は、その重さの区分に応じ、その他の部 23 の項から 27 の項までに定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区清掃リサイクル条例施行規則別表第 1 の規定は、令和 5 年 10 月 1 日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、同日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

江東区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 20 号

江東区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

江東区青少年問題協議会条例施行規則（昭和 49 年 3 月江東区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 15 号を第 17 号とし、第 11 号から第 14 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 10 号中「土木部交通対策課長」を「土木部地域交通課長」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) こども未来部養育支援課長

(10) こども未来部児童相談所開設準備担当課長

第 6 条第 3 項第 9 号中「こども未来部こども家庭支援課養育支援係長」を「こども未来部養育支援課養育支援係長」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第 1 号保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 21 号

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第 1 号保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第 1 号保険料減免の特例に関する規則（令和 2 年 6 月江東区規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項各号に掲げる要件に該当する者に関し、減免対象期間（法第 200 条の 2 の規定による賦課決定の期間制限内に限る。）中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に特例減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると区長が認める場合には、遡って特例減免を行うことができるものとする。

第 3 条を次のように改める。

(対象となる保険料)

第 3 条 特例減免の対象となる保険料は、令和 4 年度相当分の保険料であって、令和 4 年度末に資格を取得した等の事由により、令和 5 年 4 月 1 日以後に普通徴収に係る保険料の納期限が到来するものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 22 号

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

江東区災害対策本部条例施行規則（昭和 40 年 7 月江東区規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表福祉部の項中

「班長 福祉課長」

を

「班長 福祉課長
補佐 地域福祉推進担当課長」

に改め、同表健康部の項中

「補佐 健康部次長」

を

「補佐 健康部次長
補佐 新型コロナウイルスワクチン接種推進室長」
に、

「補佐 歯科保健・医療連携担当課長」
を
「補佐 歯科保健・医療連携担当課長
補佐 ワクチン接種管理担当課長
補佐 ワクチン接種推進担当課長」
に改め、同表こども未来部の項中
「班長 こども家庭支援課長
補佐 児童相談・養育支援担当課長」
を
「班長 こども家庭支援課長
補佐 養育支援課長
補佐 児童相談所開設準備担当課長」
に、
「班長 保育課長
補佐 保育待機児対策担当課長」
を
「班長 保育課長」
に改め、同表都市整備部の項中
「補佐 地下鉄 8 号線事業推進課長」
を
「補佐 地下鉄 8 号線事業推進課長
補佐 沿線まちづくり担当課長
補佐 都市交通輸送計画担当課長」
に、「地域整備課長」を「安全都市づくり課長」に
改め、同表土木部の項中「交通対策課長」を「地
域交通課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区組織規則の一部を改正する規則則を公布
する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 3 号

江東区組織規則の一部を改正する規則
則

江東区組織規則（昭和 4 8 年 5 月江東区規則第
1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表総務部の部営繕課の項中
「営繕設備係」
を
「営繕設備第一係
営繕設備第二係」
に改め、同表地域振興部の部地域振興課の項中
「統計調査係」
を
「統計調査係
交流推進係」

に改め、同表障害福祉部の部障害者施策課の項中
「施設管理係」
を
「施設管理係
指導検査係」
に改め、同表こども未来部の部こども家庭支援課
の項中「養育支援係」を削り、同項の次に次のよ
うに加える。

養育支援課

庶務係

養育支援係

第 7 条第 1 項の表都市整備部の部建築課の項中
「監察係」を削り、同部建築調整課の項中
「建築防災係
建築紛争調整係」

を
「建築調整係
建築紛争係」

に改め、同部地域整備課の項を次のように改める。

安全都市づくり課

安全都市づくり係

不燃化推進係

第 7 条第 1 項の表土木部の部交通対策課の項中
「交通対策課」を「地域交通課」に改め、同条第
8 項中「及び亀戸—新木場間の L R T 等軌道系交
通機関の新設」を削る。

第 1 0 条の表営繕課の項中「営繕設備係」を「営
繕設備第一係」に改め、同項に次のように加える。

営繕設備第二係

1 行政機関施設（区立学校等及び校外施設
を除く。）の設備の設計、工事及び営繕に関
すること。

第 1 1 条の表地域振興課の項を次のように改め
る。

地域振興課

地域振興係

1 部の庶務に関すること。

2 区民の地域社会活動の振興及び連絡調整
に関すること。

3 地縁による団体の認可等に関すること。

4 町会・自治会会館建築資金の助成に関す
ること。

5 地区集会所に関すること。

6 広報板に関すること。

7 区民保養施設に関すること。

8 区民交通傷害保険に関すること。

9 区民協働施策の推進に関すること。

1 0 自衛官の募集に関すること。

1 1 部内他の課、係に属しないこと。

統計調査係

1 統計調査に関すること。

交流推進係

1 区民の国内外交流に関すること。

2 区民行事の企画、立案及び推進に関する
こと。

3 多文化共生・国際化に関すること。

第 1 4 条の表障害者施策課の項中

「8 障害者（児）施設等の事業者に対する指導
検査に関すること。

9 部内他の課、係に属しないこと。」

を

「8 部内他の課、係に属しないこと。」

に改め、同項に次のように加える。

指導検査係

1 障害者（児）施設等の事業者に対する指
導検査に関すること。

2 特定（障害児）相談支援事業者の指定等
に関すること。

第 1 7 条の表子ども家庭支援課の部子ども家庭
係の項中

「2 子ども家庭支援センターに関すること。

3 児童館に関すること。」

を

「2 児童館に関すること。」

に改め、同部養育支援係の項を削り、同部の次に
次のように加える。

養育支援課

庶務係

1 課の庶務に関すること。

2 児童相談体制の整備に関すること。

3 課内他の係に属しないこと。

養育支援係

1 子ども家庭支援センターに関すること。

2 要支援家庭に関すること。

3 要保護児童対策地域協議会に関すること。

第 1 9 条の表都市計画課の項を次のように改め
る。

都市計画課

1 部の庶務に関すること。

2 都市計画審議会及び都市景観審議会の運営
に関すること。

3 土地取引の適正化事務に関すること。

4 都市計画マスタープランに関すること。

5 都市づくりの調整及び都市計画決定手続に
関すること。

6 土地利用計画（用途地域等）に関すること。

7 開発行為に関すること。

8 都市景観形成促進に関すること。

9 ユニバーサルデザインの推進に関すること。

1 0 部内他の課、係に属しないこと。

第 1 9 条の表まちづくり推進課の項中「やさし
いまちづくり推進事業」を「市街地再開発事業」
に改める。

第 1 9 条の表住宅課の部住宅管理係の項を次の
ように改める。

住宅管理係

1 区営住宅の維持管理及び募集に関するこ
と。

2 高齢者住宅の維持管理及び募集に関する
こと。

3 都営住宅募集事務に関すること。

4 区営住宅の確保に関すること。

5 課内他の係に属しないこと。

第 1 9 条の表建築課の部設備係の項中「2 建
築設備及び昇降機・遊戯施設」を「2 建築設備、
昇降機・遊戯施設、特定建築物及び防火設備」に
改め、同部監察係の項を削る。

第 1 9 条の表建築調整課の項及び地域整備課の
項を次のように改める。

建築調整課

建築調整係

1 建築審査会に関すること。

2 建築協定に関すること。

3 建築許可に係る公聴会に関すること。

4 建築物の防災指導に関すること。

5 違反建築物に関すること。

6 都市計画法に基づく監督処分及び立入検
査に関すること。

7 東京都駐車場条例に基づく監督処分及び
立入検査に関すること。

8 老朽建築物及び工作物の調査及び指導に
関すること。

9 老朽空家等対策審議会に関すること。

1 0 風俗営業等の規制及び業務の適正化等
に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）
及び自動車の保管場所の確保等に関する法
律（昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号）に基づく
意見書に関すること。

1 1 課内他の係に属しないこと。

建築紛争係

1 建築紛争に関すること。

2 江東区中高層建築物の建築に係る紛争の
予防と調整に関する条例（昭和 5 3 年江東
区条例第 3 3 号）に基づく事務に関するこ

と。

- 3 建築物の解体工事の事前周知に関する
こと。

安全都市づくり課

安全都市づくり係

- 1 江東区耐震改修促進事業に関すること。

- 2 課内他の係に属しないこと。

不燃化推進係

- 1 不燃化推進事業に関すること。

- 2 細街路拡幅整備事業に関すること。

第19条の表地下鉄8号線事業推進課の項中

「2 亀戸―新木場間のLRT等軌道系交通機関
の新設に関すること。

- 3 地下鉄8号線事業推進室の庶務に関する
こと。」

を
「2 地下鉄8号線事業推進室の庶務に関する
こと。」

に改める。

第20条の表交通対策課の部中「交通対策課」
を「地域交通課」に改め、同部交通係の項を次の
ように改める。

交通係

- 1 課の庶務に関すること。
2 交通安全対策に関すること。
3 自動車駐車場に関すること。
4 公共交通（鉄道及び軌道の新設並びに総
合的な都市交通政策の企画及び調整に関す
ることを除く。）に関すること。
5 課内他の係に属しないこと。

別表(9)の項中

「江東区 古石場福祉会館 江東区古石場一丁目
11番11号

同 塩浜福祉会館 同 塩浜二丁目5
番20号」

を

「江東区 塩浜福祉会館 江東区塩浜二丁目5
番20号」

に改め、同表(11)の項中「同 古石場児童館
同 古石場一丁目11番11号」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

江東区公印規則の一部を改正する規則を公布す
る。

令和5年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第24号

江東区公印規則の一部を改正する規則

江東区公印規則（昭和40年3月江東区規則第
23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

2 7	同	同	児童手当法、 児童扶養手 当法、江東区 児童育成手 当条例等に 基づく証明、 認定等に関 する事務及 び養育支援 に関する事 務	こ も 家 庭 支 援 課 長
2 8	同	方 9 ミ リ メ ー ト ル	児童扶養手 当証書、ひと り親家庭等 医療証、乳幼 児医療証及 び子ども医 療証の記載 事項変更	同
2 9	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	建築基準法、 都市計画法 及び租税特 別措置法に 基づく許可、 認定、証明等	建 築 課 長

を
「

2 7	同	同	児童手当法、 児童扶養手 当法、江東区 児童育成手 当条例等に 基づく証明、 認定等に関 する事務	こ も 家 庭 支 援 課 長
2 8	同	方 9 ミ リ メ ー ト ル	児童扶養手 当証書、ひと り親家庭等 医療証、乳幼 児医療証及 び子ども医 療証の記載 事項変更	同

2 8 の 2	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	児童福祉法 に基づく養 育支援訪問 事業等に関 する事務	養 育 支 援 課 長
2 9	同	同	建築基準法、 都市計画法 及び租税特 別措置法に 基づく許可、 認定、証明等	建 築 課 長

4 9	同	同	児童手当法、 児童扶養手 当法、江東区 児童育成手 当条例等に 基づく証明、 認定等に関 する事務及 び養育支援 に関する事 務	こ も 家 庭 支 援 課 長
4 9 の 2	同	方 9 ミ リ メ ー ト ル	児童扶養手 当証書、ひと り親家庭等 医療証、乳幼 児医療証及 び子ども医 療証の記載 事項変更	同
5 0	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	清掃事業に おける収集、 運搬等に関 する事務	清 掃 事 務 所 長

4 9	同	同	児童手当法、 児童扶養手 当法、江東区 児童育成手 当条例等に 基づく証明、 認定等に関 する事務	こ も 家 庭 支 援 課 長
4 9 の 2	同	方 9 ミ リ メ ー ト ル	児童扶養手 当証書、ひと り親家庭等 医療証、乳幼 児医療証及 び子ども医 療証の記載 事項変更	同
4 9 の 3	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	児童福祉法 に基づく養 育支援訪問 事業等に関 する事務	養 育 支 援 課 長
5 0	同	同	清掃事業に おける収集、 運搬等に関 する事務	清 掃 事 務 所 長

に改め、同表金銭出納員印の部 8 5 の項中「2 3
ミリメートル」を「2 4 ミリメートル」に改める。

別表第 2 中

2 8

長	江
之	東
印	区

を

2 8

長	江
之	東
印	区

2 8 の 2

専	江	養	こ
用	東	育	ど
	区	支	も
	長	援	未
	印	課	来
			部

に、

4 9 の 2

代	江
理	東
印	区
	長

を

「 4 9 の 2

代	江
理	東
印	区
	長

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の結核休養に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 5 号

江東区職員の結核休養に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の結核休養に関する条例施行規則（昭和 3 0 年 4 月江東区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員の結核休養に関する条例」を「江東区職員の結核休養に関する条例」に改める。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の定によるものとする」を「次に定めるところによる」に改め、同項第 4 号中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により」を「第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員として」に改め、同号後段を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の江

東区職員の結核休養に関する条例施行規則第 7 条第 1 項第 4 号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同規則の規定を適用する。

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 6 号

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年 3 月江東区規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2（見出しを含む。）中「第 2 条第 3 号ア（イ）」を「第 2 条第 4 号ア（イ）」に改める。

第 1 条の 4 第 1 号中「第 2 条第 3 号イ（ア）」を「第 2 条第 4 号イ（ア）」に改める。

第 1 条の 5 中「第 2 条第 3 号イ（ア）」を「第 2 条第 4 号イ（ア）」に、「第 2 条第 3 号ア（ア）」を「第 2 条第 4 号ア（ア）」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 7 号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 0 年 3 月江東区規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 3 条の 5 の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項中「再任用職員（地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員

(以下「再任用職員等」という。))を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第 3 項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「職員のその年度の年次有給休暇の日数は、再任用職員にあっては別表第 1 に、再任用短時間勤務職員にあっては別表」を「定年前再任用短時間勤務職員のその年度の年次有給休暇の日数は、別表」に改め、同条第 6 項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 28 条 (見出しを含む。) 中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条後段を削る。

別表第 2 備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用常時勤務職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年地方公務員法改正法」という。)) 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。) は、この規則による改正後の江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 11 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第 13 条の 5 第 2 項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。江東区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (令和 4 年 9 月江東区条例第 24 号) 附則第 5 条第 6 項の規定による任期の更新 (以下「任期の更新」という。) をしたときも、同様とする」と、同規則第 13 条の 5 第 4 項中「別表第 2 の 2」とあるのは「別表第 1」と、同規則第 28 条中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員 (令和 3 年地方公務員法改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。) は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。この場合において、同規則第 13 条の 5 第 2 項中「取り扱

う」とあるのは「取り扱う。江東区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (令和 4 年 9 月江東区条例第 24 号) 附則第 5 条第 6 項の規定による任期の更新 (以下「任期の更新」という。) をしたときも、同様とする」と、同規則第 28 条中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 28 号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (令和 2 年 3 月江東区規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 2 号中「基準日 (3 月 1 日、6 月 1 日及び 12 月 1 日をいう。以下この条において同じ)」を「条例第 16 条第 1 項に規定する基準日 (以下「基準日」という) に改め、同項第 6 号中「基準日が 3 月 1 日又は 6 月 1 日である場合にあっては基準日以前 3 か月間、基準日が 12 月 1 日である場合にあっては」を削る。

第 25 条第 1 項中「(3 月 1 日、6 月 1 日及び 12 月 1 日をいう。以下この条において同じ。))」を削る。

第 26 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

別表保健・福祉業務手当の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 2 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 20 条第 1 項第 6 号の規定の適用については、同号中「6 か月」とあるのは、「3 か月」とする。
- 3 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する改正後の規則第 22 条の規定の適用については、江東区職員の期末手当に関する規則の一部

を改正する規則(令和5年3月江東区規則第28号)による改正後の江東区職員の期末手当に関する規則(昭和50年3月江東区規則第27号)別表第1中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第29号

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年12月江東区規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条の3中「第7条の3」を「第7条第8項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

江東区職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第30号

江東区職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則(平成6年9月江東区規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「以下「育児短時間勤務職員等」という。」を削り、「除して得た」の次に「数を乗じて得た」を加え、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に改める。別表保健・福祉業務手当の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の江東区職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則第2条第3号の規定を適用する。

江東区職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第31号

江東区職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の管理職手当に関する規則(平成19年3月江東区規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月江東区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第2条第2項中「江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月江東区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。

附則第2項を次のように改める。

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。附則に次の1項を加える。

- 3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第 2 項」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員の管理職手当の額は、その者が令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の江東区職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表に定める額とする。
- 3 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第 2 条第 1 項及び別表の規定を適用する。

江東区職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 2 号

江東区職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年 8 月江東区規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号イ中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3

年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の江東区職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 1 号イの規定を適用する。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 3 号

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 2 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 4 号

江東区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 4 年 3 月江東区規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 6 級であるもの及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級であるもの
1 万 2, 0 0 0 円

- イ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)
又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が5級であるもの
及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が2級であるもの
1万円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる
職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が6級であるもの及
び医療職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が3級であるもの
1万1,000円
- イ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)
又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が5級であるもの
及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が2級であるもの
9,000円
- 第3条第1項各号を次のように改める。
- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に
定める額
- ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が6級であるもの及
び医療職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が3級であるもの
6,000円
- イ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)
又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が5級であるもの
及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が2級であるもの
5,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる
職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が6級であるもの及
び医療職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が3級であるもの
5,500円
- イ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)
又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が5級であるもの
及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が2級であるもの
4,500円
- 附則を附則第1項とし、同項に見出しとして

「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。
(経過措置)

- 2 当分の間、条例附則第10項の規定の適用を
受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第
2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定
める額に100分の70を乗じて得た額(その
額に、50円未満の端数があるときはこれを切
り捨て、50円以上100円未満の端数がある
ときはこれを100円に切り上げるものとし
る。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3
年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第
2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第
1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは
第3項の規定により採用された職員は、同法に
よる改正後の地方公務員法(昭和25年法律第
261号)第22条の4第1項又は第22条の
5第1項の規定により採用された職員とみなし
て、この規則による改正後の江東区職員の管理
職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及
び第3条第1項の規定を適用する。

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改
正する規則を公布する。

令和5年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第35号

江東区職員の期末手当に関する規則の一部
を改正する規則

江東区職員の期末手当に関する規則(昭和50
年3月江東区規則第27号)の一部を次のように
改正する。

第2条第1項第7号中「基準日が3月1日又は
6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月
間、基準日が12月1日である場合にあっては基
準日以前6箇月間」を「基準日以前6か月間」に
改め、「これらの期間を」を削る。

第4条第1項中「第9号」の次に「及び第10
号」を加え、同項第9号中「の規定により」を「に
規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「(そ
の他の規程によるこれに相当する休業を含む。以
下「修学部分休業」という。)」を加え、同項中第
11号を第12号とし、第10号を第11号とし、
第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「高齢者部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 4 条第 4 項中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された」に改め、同条第 5 項中「、法第 26 条の 2 第 1 項に規定する修学部分休業により勤務しない時間又は」を「又は修学部分休業、高齢者部分休業若しくは」に改める。

第 8 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

欠勤等日数	割合
2 3 日未満	1 0 0 分の 1 0 0
2 3 日以上 3 3 日未満	1 0 0 分の 9 0
3 3 日以上 4 3 日未満	1 0 0 分の 8 0
4 3 日以上 5 3 日未満	1 0 0 分の 7 0
5 3 日以上 6 3 日未満	1 0 0 分の 6 0
6 3 日以上 8 3 日未満	1 0 0 分の 5 0
8 3 日以上 1 0 3 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 0 3 日以上	1 0 0 分の 1 0

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が 1 日未満となるときにおける割合は、0 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の江東区職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 4 条第 4 項の規定を適用する。

(令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置)

3 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する改正後の規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定の適用に

ついては、同号中「6 か月」とあるのは、「3 か月」とする。

4 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、同表中「2 3 日」とあるのは「1 2 日」と、「3 3 日」とあるのは「1 7 日」と、「4 3 日」とあるのは「2 2 日」と、「5 3 日」とあるのは「2 7 日」と、「6 3 日」とあるのは「3 2 日」と、「8 3 日」とあるのは「4 2 日」と、「1 0 3 日」とあるのは「5 2 日」とする。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 36 号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年 3 月江東区規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「1 0 0 分の 112.5」を「1 0 0 分の 107.5」に、「1 0 0 分の 132.5」を「1 0 0 分の 127.5」に改め、同項第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「1 0 0 分の 55」を「1 0 0 分の 52.5」に、「1 0 0 分の 65」を「1 0 0 分の 62.5」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項中「第 9 号」の次に「及び第 10 号」を加え、「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同項第 9 号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項中第 16 号を第 17 号とし、第 10 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「高齢者部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 3 条の 2 第 4 項中「法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」と

いう。))」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」を削り、「修学部分休業」の次に「若しくは高齢者部分休業」を加え、同条第6項及び第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の江東区職員の勤勉手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定を適用する。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第3条の2第4項、第6項及び第7項並びに第4条第2項の規定を適用する。

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第37号

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和32年7月江東区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第3条第2項ただし書」を「第3条第4項ただし書」に改める。

第5条第1項第2号中「江東区職員の定年等に関する条例(昭和59年3月江東区条例第1号)第3条に規定する定年(以下「定年」という。)が年齢65年の職員」を「江東区職員の給与に関す

る条例(昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。)第6条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員(以下「医(一)適用職員」という。))に、「退職したもの」を「退職した者」に改め、同項第3号中「定年が年齢65年の職員」を「医(一)適用職員」に改める。

第6条の2第5項中「付則第3項を除き」を「この項において」に改める。

第6条の3を削り、第6条の4を第6条の3とし、第6条の5を第6条の4とし、第6条の6を第6条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第10条の2の規則で定める職員等)

第6条の6 条例第10条の2の規則で定める職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職(以下「他の管理監督職」という。)に降任した職員とする。

2 条例第10条の2の規則で定める日は、他の管理監督職に降任した日の前日とする。

第6条の7第1項第2号中「(懲戒免職の処分を除く。))」を削り、同項第3号イ中「定年に」を「江東区職員の定年等に関する条例(昭和59年3月江東区条例第1号)第3条に規定する定年(以下「定年」という。)に」に改め、同号ウ中「採用され、当該任期が満了したことにより退職した」を「採用された」に改める。

第7条の2を次のように改める。

(条例第11条第5項の規則で定める者)

第7条の2 条例第11条第5項の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 条例第11条第5項に規定する都職員等(以下「都職員等」という。)のうち、任期の定めのないものから引き続いて任期の定めのある職員となった者

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する条例の定めにより同項に規定する退職手当を受けることとなる者及び国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項の規定により同条第1項に規定する職員とみなされる者から引き続いて職員となった者

第11条の見出し中「に規定する」を「の規則で定める」に改め、同条第1項中「に規定する規則」を「の規則」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第13条第1項の規定による申出は、受

給期間延長等申請書（別記第 5 号様式）に医師の証明書その他の前項各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて区長に提出し、認定を受けることによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

第 11 条に次の 7 項を加える。

- 3 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第 13 条第 1 項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における第 2 項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して 7 日以内にしなければならない。
- 5 第 3 項ただし書の場合における第 2 項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。
- 6 区長は、第 2 項の申出をした者が条例第 13 条第 1 項に規定する理由に該当すると認定したときは、第 2 項の申出をした者に受給期間延長等通知書（別記第 6 号様式）を交付しなければならない。この場合（同項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、区長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、同項の申出をした者に返付するとともに、失業者退職手当受給資格台帳に必要な事項を記載しなければならない。
- 7 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、変更届（別記第 7 号様式）によりその旨を区長に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、区長は、これを認定したときは、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、受給資格者に返付しなければならない。
 - (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を

受けた受給期間延長等通知書

- (2) 条例第 13 条第 1 項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 8 第 2 項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて区長に提出し、認定を受けなければならない。
- 9 前項の規定は第 3 項ただし書の場合及び第 7 項の場合における第 2 項の申出に、同項ただし書の規定は第 7 項の場合について準用する。

第 11 条の次に次の 3 条を加える。

(条例第 13 条第 4 項の規則で定める事業)

第 11 条の 2 条例第 13 条第 4 項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

 - (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30 日を経過する日が、条例第 13 条第 1 項に規定する雇用保険法第 20 条第 1 項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
 - (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 8 2 条の 5 第 1 項に規定する就業手当に相当する退職手当又は同規則第 8 2 条の 7 第 1 項に規定する再就職手当に相当する退職手当の支給を受けたもの
 - (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと区長が認めたもの

(条例第 13 条第 4 項の規則で定める職員)

第 11 条の 3 条例第 13 条第 4 項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

 - (1) 条例第 13 条第 1 項に規定する退職の日以前に同条第 4 項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
 - (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして区長が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第 11 条の 4 条例第 13 条第 4 項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第 1 項に規定する退職の日後に同条第 4 項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて区長に提出し、認定を受けることによって行う

ものとする。

- 2 前項の申出(以下「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第13条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2か月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 区長は、特例申出をした者が条例第13条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認定したときは、特例申出をした者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第5項において準用する第11条第2項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、区長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、特例申出をした者に返付するとともに、失業者退職手当受給資格台帳に必要な事項を記載しなければならない。
- 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を区長に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、区長は、これを認定したときは、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、受給資格者に返付しなければならない。
 - (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
 - (2) 条例第13条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 5 第11条第8項の規定は特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、同条第2項ただし書の規定は特例申出及び前項の場合に、同条第4項及び第5項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

第14条の2の見出し中「に規定する規則」を「の規則」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「に規定する規則」を「の規則」に改め、同項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第2項中「に規定する規則」を「の規則」に改める。

第16条第1項中「区長は」を「、区長は」に、「記載し」を「記載した上、」に改め、同条第2項

中「あつた」を「あった」に、「その旨」を「、その旨」に改め、「とき」を「の次に「添えて」を加え、「受給資格証の」を「、受給資格証の」に改め、「前項」の次に「の規定」を加える。

第17条中「受給資格証の」を「、受給資格証の」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(条例第14条の規則で定める者等)

第21条の2 条例第14条本文の規則で定める者は、条例第2条第1項第3号に掲げる職員とする。

2 条例第14条ただし書の規則で定めるときは、任期の定めのない職員が引き続いて任期の定めのある都職員等となったときとする。ただし、当該都職員等となった者が引き続いて任期の定めのない職員となる見込みがあるときは、この限りでない。

付則第4項中「第6条の4各号」を「第6条の3各号」に改める。

付則第5項中「第6条の5」を「第6条の4」に改める。

付則第6項中「(昭和50年労働省令第3号)」を削り、同項の次に次の1項を加える。

7 条例附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項の給料の調整額の額に相当する規則で定める額(以下「相当額」という。)とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日(その者が60歳に達した日後における最初の4月1日をいう。以下この号及び次号において同じ。)の前日以前の相当額 特定日の前日までの期間において給料の調整額を受けていた時の同規則第2条第2項の区分に相当する退職の日における区分に対応する特定日の前日にその者が受けていると仮定した場合の給料の調整額の金額
- (2) 職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日以後の相当額 特定日以後の期間において給料の調整額を受けていた時の同規則第2条第2項の区分に相当する退職の日における区分に対応する退職の日における給料の調整額の金額(同規則附則第2項の規定の適用を受ける場合は、同項の規定により計算して得た額)
- (3) 学校職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日(その者が60歳に達した日後における最初の4月1日をいう。以

下この号及び次号において同じ。)の前日以前の相当額 特定日の前日までの期間において給料の調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職時における職務の級の区分に対応する特定日の前日にその者が受けていると仮定した場合の同規則第 3 条に定める額

- (4) 学校職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日以後の相当額 特定日以後の期間において給料の調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職時における職務の級の区分に対応する退職の日における同規則第 3 条に定める額 (同規則付則第 5 項の規定の適用を受ける場合は、同項の規定により計算して得た額)

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 11 条、第 11 条の 4 関係)

受 給 期 間 延 長 等 申 請 書

申 請 者	氏 名		受給資格 証 番 号	
	住所又は居所			
退 職 年 月 日	年 月 日			
この申請書を 提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができない ため イ 事業を開始等したため 具体的理由 ()			
上記の理由が 疾病又は負傷 の 場 合	傷病の名称		診療担当者	
職業に就くこ とができない 期間又は事業 を実施する期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
江東区職員の退職手当に関する条例施行規則第 11 条第 2 項又は第 11 条の 4 第 1 項 の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者氏名 (印) 江東区長 殿				

支 給 経 過	第 1 回 支 給	年 月 日 年 月 日				間 日分	円
		技 能 習 得 手 当	円	寄 宿 手 当	円	支給計	円
		年 月 日 受 付 年 月 日 支 給	支 給 願 番 号		責 任 者	印	
		給 付 残 日 数	日	給 付 残 額	円		
	第 2 回 支 給	同 上					
待期日数の期間内に 職業に就いた場合		就 職 年 月 日		再就職手当の 支給の有無		有 ・ 無	
		年 月 日		有 の 場 合 の 支 給 額		円	
基本手当支給期間中 に職業に就いた場合		就 職 年 月 日		再就職手当の 支給の有無		有 ・ 無	
		年 月 日		有 の 場 合 の 支 給 額		円	
備考							

別記第6号様式（第11条、第11条の4関係）

受給期間延長等通知書

申請者氏名	受給資格 証番号
申請受理年月日	年 月 日
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日
江東区職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第6項又は第11条の4第3項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 江東区長 印	

別記第7号様式中「別記第7号様式」を「別記第7号様式（第11条、第11条の4関係）」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に改める。

別記第10号様式を次のように改める。

別記第 10 号様式 (第 16 条関係)

公共職業訓練等受講届					受給資格証 番 号		
江東区長 殿					年 月 日		
住所							
申請者					㊟		
下記のとおり公共職業訓練等を受講するので、本件受講を区長が指示した受講と認定してください。							
公共職業訓練等に関する事項	種 類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第 6 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第 13 条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 25 条第 1 項の計画に準拠した同項第 3 号に掲げる訓練	5 雇用保険法施行令第 3 条第 4 号に規定する訓練又は講習	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練
	職 種			期 間		昼夜間の別	昼・夜
	受講開始年月日		年 月 日	終了予定年月日		年 月 日	
	この欄の記載事項に誤りのないことを証明します。 年 月 日						
	公共職業訓練所長 ㊟						
寄宿に関する事項	寄 宿 の 事 実		有・無	寄宿開始		年 月 日	
	寄宿前の住所又は居所						
	家族の状況	氏 名	受給資格者との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同・別	
				歳	有・無	同・別	
受 施 講 設	名 称						
	住 所						

上記のとおり認定します。

(決定権者)

(係長)

(担当者)

年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、第3条の2、第6条の2、第7条の2及び第11条の改正規定、同条の次に3条を加える改正規定、第14条の2、第16条及び第17条の改正規定、第21条の次に1条を加える改正規定、別記第5号様式から別記第7号様式まで及び別記第10号様式の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の2第1号の規定は、前項ただし書に規定する日以後に同号の任期の定めのある職員となった者について適用する。
- 3 改正後の規則第11条の2から第11条の4までの規定（同条第5項において準用する第11条第2項ただし書、第4項、第5項及び第8項の規定を含む。）は、令和4年7月1日以後に江東区職員の退職手当に関する条例（昭和32年3月江東区条例第3号）第13条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 4 江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年3月江東区規則第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第11条第2項第2号」を「第11条第3項」に改める。

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第38号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年12月江東区規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2の45の項中「若しくは扶養義務者」

を「その他当該者の児童を監護し、かつ、その児童と一定の生計関係にあると認められる者」に改め、同表46の項中「の配偶者若しくは扶養義務者」を「の配偶者その他当該者の児童を監護し、かつ、その児童と一定の生計関係にあると認められる者」に、「配偶者若しくは扶養義務者」を「若しくは配偶者」に、「配偶者若しくは児童」を「若しくは配偶者」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第40号

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私道整備助成条例施行規則（昭和42年12月江東区規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(交付申請)」に改め、同条第1項中「私道整備助成金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出」を「江東区私道整備助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 設計図書
- (2) 申請に係る私道の所有権を有する者の土地使用承諾書（別記第2号様式）
- (3) 申請に係る私道に接する全ての居住者（申請者を除く。）の委任状（別記第3号様式）
- (4) 申請者の印鑑登録証明書
- (5) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第4条第2項を削る。

第5条の見出しを「(交付決定)」に改め、同条第1項中「に規定する」を「の規定による」に、「私道整備助成金交付決定通知書」を「江東区私道整備助成金交付決定通知書」に改め、「別記第4号様式」の次に「。以下「交付決定通知書」という。」を加え、「通知書」を「江東区私道整備助成金交付申請却下通知書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、前項の交付決定に際し、必要に応じ

て条件を付することができる。

第 6 条中「申請者は、」を削り、「交付決定の通知を受けたときは、通知受領後」を「助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書を受領した日から」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（変更等の申請及び承認）

第 7 条 交付決定者は、助成金の交付に係る工事（以下単に「工事」という。）の内容を変更し、又は当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに江東区私道整備助成金変更等承認申請書（別記第 7 号様式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付することができるものとし、江東区私道整備助成金変更等承認通知書（別記第 8 号様式）により交付決定者に通知する。

第 8 条中「申請者」を「交付決定者」に改め、「速やかに」の次に「その理由及び遂行の見通し等を書面により」を加え、「その指示に従わなければならない」を「、その指示を受けなければならない」に改める。

第 9 条第 1 項中「助成金交付の」を「助成金の交付」に、「認めた」を「認める」に、「申請者」を「交付決定者」に改め、同条第 2 項中「申請者が、」を「区長は、交付決定者が」に改め、「前項の」の次に「規定による」を加え、「、区長は」を削る。

第 10 条中「申請者」を「交付決定者」に、「別記第 7 号様式」を区長に提出」を「別記第 9 号様式」に次に掲げる書類を添えて、区長に報告」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 竣工図
- (2) 数量計算書
- (3) 工事写真
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第 11 条を次のように改める。

（助成金の交付等）

第 11 条 区長は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、完了報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る工事の結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、江東区私道整備助成金交付額確定通知書（別記第 10 号様式）により交付決定者に通知する。

第 12 条の見出しを「(交付決定の取消し)」に

改め、同条各号列記以外の部分中「区長は、」の次に「交付決定者が」を加え、「交付の決定」を「交付決定の全部又は一部」に改め、同条第 1 号中「交付の決定」を「の交付決定」に改め、同条第 2 号中「工事の資金以外の用途」を「他の目的」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は命令に違反したとき。

第 12 条に次の 1 項を加える。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、江東区私道整備助成金交付決定取消通知書（別記第 11 号様式）により交付決定者に通知する。

第 13 条中「交付の決定」を「交付決定の全部又は一部」に、「すでに」を「当該取消しに係る部分に関し、既に」に、「申請者」を「交付決定者」に、「命ずる」を「命じなければならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による助成金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成 20 年 3 月江東区規則第 24 号）の定めるところによる。
別表第 2 を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

工種		形状	単位	単価(円)
取りこわし工		手こわし	m ³	82,382
排水 本管 工(路面排水の み流すに限 る)	改修	内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	39,761
		内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上	m	55,626
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	42,552
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	67,767
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	83,757
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	56,291
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	75,819
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	92,644
L形 溝工	新設	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎	m	24,084
		鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎	m	29,878
		鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎	m	28,445
	改修	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎	m	29,146
		鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎	m	36,236
		鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎	m	34,894
	補修	250A 砕石基礎 ブロック100%再利用	m	19,733
		250A コンクリート基礎 ブロック100%再利用	m	18,157
		250B コンクリート基礎 ブロック100%再利用	m	18,602
		300B コンクリート基礎 ブロック取替	m	22,403
L形 用集 水ま す	設置工(新設)	250用	箇所	78,599
	設置工(改修)	250用	箇所	79,974
	導水管工	塩化ビニル VUφ150	m	24,849
		塩化ビニル VUφ100	m	21,879
	ソケット取付工	硬質塩化ビニル φ150	箇所	13,695
		硬質塩化ビニル φ100	箇所	12,128
	縁塊ふた取替工	250用	箇所	37,921
L形 用汚 水ま す	調整工		箇所	8,381
	縁塊ふた取替工		箇所	34,986
L形 用汚 水ま す	調整工		箇所	8,381

円形 汚水 ます ・改 良 ま す	縁塊ふた取替工			箇所	5 0, 7 5 5	
	調整工			箇所	9, 5 3 7	
人孔	縁塊ふた取替工			箇所	1 5 1, 4 7 8	
	調整工			箇所	9, 5 3 7	
舗装 工	新設	人 力	総厚 1 4. 0 c m 細粒度	m ²	1 3, 8 5 4	
			総厚 1 4. 0 c m 開粒度	m ²	1 3, 3 0 9	
			総厚 1 5. 0 c m 再生密粒度	m ²	1 4, 4 0 8	
			機 械 人 力	総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度	m ²	1 7, 7 8 2
	改修	人 力	総厚 1 4. 0 c m 細粒度 既設アスファルト舗装	m ²	1 6, 6 7 0	
			総厚 1 4. 0 c m 細粒度 既設コンクリート舗装	m ²	1 6, 8 5 0	
			総厚 1 4. 0 c m 開粒度 既設アスファルト舗装	m ²	1 6, 1 2 6	
			総厚 1 4. 0 c m 開粒度 既設コンクリート舗装	m ²	1 6, 3 0 5	
			総厚 1 5. 0 c m 再生密粒度 既設アスファルト舗装	m ²	2 0, 6 5 3	
			総厚 1 5. 0 c m 再生密粒度 既設コンクリート舗装	m ²	2 0, 8 7 8	
		機 械 人 力	総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装	m ²	2 0, 3 8 3	
			総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度 既設コンクリート舗装	m ²	2 0, 4 8 8	
		機械	総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装	m ²	1 2, 1 7 0	
			総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度 既設コンクリート舗装	m ²	1 2, 3 8 2	
		被覆	人 力	厚 5. 0 c m 再生密粒度	m ²	5, 2 4 3
			機械	厚 5. 0 c m 再生密粒度	m ²	3, 1 6 4
交通誘導警備員費				人・日	2 7, 1 3 4	

別記第 1 号様式から別記第 7 号様式までを次の
ように改める。

別記第1号様式(第4条関係)

年 月 日

江東区長 殿

申請者代表 住 所 江東区 丁目 番 号
(フリガナ)
氏 名 _____ 印
TEL ()

江東区私道整備助成金交付申請書

江東区私道整備助成条例に基づく助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 施工場所 江東区 丁目 番 号 から
江東区 丁目 番 号 まで
- 2 施工者 区 丁目 番 号
(業者名)
- 登録番号 TEL ()
- 3 施工予定 着 工 年 月 日
竣 工 年 月 日

4 申請者名簿 (記入しきれないときは別紙に記入してください。)

番号	氏 名	住 所	番号	氏 名	住 所
1			10		
2			11		
3			12		
4			13		
5			14		
6			15		
7			16		
8			17		
9			18		

5 添付書類

- (1) 設計図書
- (2) 申請に係る私道の所有権を有する者の土地使用承諾書
- (3) 申請に係る私道に接する全ての居住者(申請者を除く。)の委任状
- (4) 申請者の印鑑登録証明書
- (5) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

番 号	氏 名	住 所
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		

(申請者がこれより多い場合は、さらに用紙を追加してください。)

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

申請者代表_____様

住 所_____

土地所有者

氏 名_____印

土 地 使 用 承 諾 書

私所有の下記の土地に私道整備工事を施工し使用することを承諾いたします。

記

土地の地番 江東区_____丁目_____ ー _____
(登記簿の地番)

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

委 任 状

私は、江東区私道整備助成金の交付申請に関して、

住 所 _____江東区_____丁目_____番_____号

氏 名 _____

を申請者代表と定め、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 助成金の交付申請に関すること。
- 2 助成金の交付の決定に対する承諾に関すること。
- 3 助成金の交付に係る私道整備工事の内容の変更又は当該工事の中止若しくは廃止の承認申請及び事故報告に関すること。
- 4 完了報告書の作成及び提出に関すること。
- 5 助成金の請求及び受領に関すること。

年 月 日

住 所 _____江東区_____丁目_____番_____号

氏 名 _____印

別記第 4 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長

江東区私道整備助成金交付決定通知書

先に申請のあった江東区私道整備助成金について、江東区私道整備助成条例第 3 条第 1 項第 号に該当するものとし、交付することを決定したので、通知します。

- (1) この交付決定通知書の下記内容を遵守し、施工してください。
- (2) この交付決定通知書を受領した日から 1 4 日以内に承諾書を提出してください。

記

- 1 江東区私道整備助成条例第 3 条第 1 項第 号に該当する。助成金の額は、標準工事費（ 円）の（10 分の 9・10 分の 10）以内とする。ただし、完了報告書の審査及び現地調査等を実施した後、助成金の額を確定する。
- 2 助成金の交付に係る工事の内容を変更し、又は当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに書面により区長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 工事が予定期間内に完了しない場合又は工事の施工が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 工事が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って施工されていないと認めるときは、これらに従って工事をすべきことを命ずる。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の目的に使用したとき。
 - (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は命令に違反したとき。
- 6 前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 7 当該私道整備工事の施工及び完了後の維持、管理その他については、申請者の責任において処理すること。
- 8 当該私道整備工事完了後、当該私道を常に一般交通の用に供するため、支障のないよう管理すること。

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

江東区私道整備助成金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった江東区私道整備助成金については、下記の理由により却下することに決定したので、通知します。

記

理由

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

承 諾 書

年 月 日

江東区長 殿

住所 江東区 丁目 番 号

申請者代表

氏名 印

年 月 日 第 号で通知のあった交付決定については、
異議なく承諾いたします。

なお、このことに関して後日他の者から苦情があった場合は責任を負い、貴区には一切
ご迷惑をおかけしません。

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

江東区長 殿

住 所 江東区 丁目 番 号
申請者代表
氏 名 _____ 印

江東区私道整備助成金変更等承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった江東区私道整備助成金の交付に係る工事について、下記の理由により変更 (中止・廃止) を申請します。

記

1 変更 (中止・廃止) 内容

2 変更 (中止・廃止) 理由

別記第 7 号様式の次に次の 4 様式を加える。

別記第 8 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

江東区長 殿

住 所 江東区 丁目 番 号

申請者代表

氏 名 _____ 印

江東区私道整備助成金変更等承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった江東区私道整備助成金の交付に係る工事について、下記の理由により変更（中止・廃止）を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）内容

2 変更（中止・廃止）理由

別記第 9 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

江東区長 殿

住 所 江東区 丁目 番 号

申請者代表 (フリガナ)

氏 名 _____ 印

完 了 報 告 書

江東区私道整備助成金の交付に係る工事が完了しましたので、下記のとおり完了報告をいたします。

記

- 1 決 定 番 号 年 月 日 第 号
- 2 施 工 場 所 江 東 区 丁 目 番 号 から
 江 東 区 丁 目 番 号 まで
- 3 施 工 者 区 丁 目 番 号
(業 者 名)
登 録 番 号 TEL ()
- 4 着工及び竣工 着工 年 月 日
 竣工 年 月 日
- 5 添 付 書 類 (1) 竣工図 (2) 数量計算書 (3) 工事写真

別記第10号様式(第11条関係)

年 月 日

様

江東区長

江東区私道整備助成金交付額確定通知書

年 月 日

第

号により交付決定した江東区私

道整備助成金については、下記のとおり助成金の額を確定したので、別紙「私道整備助成金請求書」を提出してください。

記

助 成 金 額									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別記第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

江東区私道整備助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した江東区私道整備
助成金については、下記のとおり交付決定の (全部・一部) を取り消しましたので、江東
区私整備助成条例施行規則第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の江東区私道整備助成
条例施行規則の規定は、この規則の施行の日 (以
下「施行日」という。) 以後の申請に係るものに
ついて適用し、施行日前の申請に係るものにつ
いては、なお従前の例による。

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規
則を公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 1 号

江東区建築基準法施行細則の一部を改正す
る規則

江東区建築基準法施行細則 (昭和 4 0 年 3 月江
東区規則第 2 号) の一部を次のように改正する。
別記第 1 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

江 東 区 長 殿				年 月 日	
申請者 住 所 氏 名 電 話 ()				〔 法人にあつては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
許 可 申 請 書					
建 築 基 準 法 第 条 第 項第 号の規定により許可を受けたいので、次のとおり 条 例 申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。					
(1) 建築主の住所 及び氏名	電 話 ()				
(2) 代理者の住所 及び氏名	電 話 ()				
(3) 敷地の地名地 番					
(4) 地域・地区					
(5) 建築物の主要 用途			(6) 工事種別		
(7) 構造			(8) 最高の高さ 及び階数	地上	階・地下 m 階
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	(12) 敷地面積 に対する割 合	(13) 敷地面積 に対する割 合の限度
(9) 敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²		
(10) 建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	%	%
(11) 延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	%	%
	①	()	()	()	
	②	()	()	()	
	③	()	()	()	
	④	()	()	()	
	⑤	()	()	()	
	⑥	()	()	()	
	⑦	()	()	()	
	⑧	()	()	()	
	⑨	()	()	()	
	⑩	()	()	()	
	⑪	()	()	()	
	⑫	()	()	()	
	⑬	()	()	()	
	⑭	()	()	()	
(14) 備 考					
※ 受 付 欄			※ 消 防 同 意 欄	※ 手 数 料 欄	
				※ 許 可 番 号 欄	
				年 月 日	
				第 号	

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 (4)欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。
- 3 (11)欄は、①から⑬までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - ② エレベーターの昇降路の部分
 - ③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - ④ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - ⑤ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
 - ⑥ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
 - ⑦ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分
 - ⑧ 自家発電設備を設ける部分
 - ⑨ 貯水槽を設ける部分
 - ⑩ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一部保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分
 - ⑪ 建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分
 - ⑫ 住宅の用途に供する部分
 - ⑬ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
- 4 (11)欄⑭は、容積率の算定の基礎となる延べ面積（各階の床面積の合計から①に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、②から④までに記入した床面積、⑤から⑩までに記入した床面積（これらの面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積）及び⑪に記入した床面積を除いた面積）を記入してください。
- ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1
- イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
- ウ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
- エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1
- オ 貯水槽を設ける部分 100分の1
- カ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一部保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分 100分の1

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式(第13条関係)

江 東 区 長 殿						年 月 日	
申請者 住 所 氏 名 電 話 ()						〔 法人にあっては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
認 定 申 請 書							
建 築 基 準 法 東 京 都 建 築 安 全 条 例 第 条 第 項第 号の規定により認定を受けたいの 平成15年国土交通省告示第303号 で、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。							
(1) 建築主の住所 及び氏名		電 話 ()					
(2) 代理者の住所 及び氏名		電 話 ()					
(3) 敷地の地名地番							
(4) 地域・地区							
(5) 建築物の主要用途		(6) 建築物の 数		棟		(7) 最高の高さ m	
		申 請 部 分		申 請 以 外 の 部		合 計	
(8) 敷地面積		m ²		m ²		m ²	
(9) 建築面積		m ²		m ²		m ²	
(10) 延べ面積		m ²		m ²		m ²	
		① ()		()		()	
		② ()		()		()	
		③ ()		()		()	
		④ ()		()		()	
		⑤ ()		()		()	
		⑥ ()		()		()	
		⑦ ()		()		()	
		⑧ ()		()		()	
		⑨ ()		()		()	
		⑩ ()		()		()	
		⑪ ()		()		()	
		⑫ ()		()		()	
		⑬ ()		()		()	
		⑭ ()		()		()	
(13) 備 考							
※ 受 付 欄						※ 認 定 番 号 欄	
						年 月 日	
						第 号	

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 (4)欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。

3 (10)欄は、①から⑬までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分

② エレベーターの昇降路の部分

③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分

④ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

⑤ 自動車庫庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分

⑥ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分

⑦ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分

⑧ 自家発電設備を設ける部分

⑨ 貯水槽を設ける部分

⑩ 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一部保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分

⑪ 建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分

⑫ 住宅の用途に供する部分

⑬ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分

4 (10)欄⑭は、容積率の算定の基礎となる延べ面積(各階の床面積の合計から①に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1の面積)、②から④までに記入した床面積、⑤から⑩までに記入した床面積(これらの面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積)及び⑪に記入した床面積を除いた面積)を記入してください。

ア 自動車庫庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分 5分の1

イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1

ウ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分 50分の1

エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1

オ 貯水槽を設ける部分 100分の1

カ 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一部保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分 100分の1

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区みどりの条例施行規則の一部を改正する
規則を公布する。

令和 5 年 4 月 3 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 2 号

江東区みどりの条例施行規則の一部を改正
する規則

江東区みどりの条例施行規則（平成 1 2 年 3 月
江東区規則第 2 3 号）の一部を次のように改正す
る。

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日
正・副

維持管理計画書

江東区長殿

事業者

住所

氏名

電話

緑化計画受付番号 (必ず記載してください。)

—

江東区みどりの条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により、維持管理計画書を提出します。

施設	名称	
	所在地 (住居表示)	
	施設の種類	

維持管理者	名称	
	所在地	
	代表者	

維持管理者調整日又は引継日	年 月 日
---------------	-------

※ 維持管理者との調整又は引継ぎの際は、別紙維持管理スケジュールを維持管理者と共有してください。

緑地の維持管理	別紙維持管理スケジュールを添付すること。
---------	----------------------

点検	目視による枯れ及び健全度の確認	地上部 年 回程度	建築物上 年 回程度
	ウミネコ対策のための確認	(例) ウミネコ繁殖期 (5～7月) 週 2 回の確認。	

※ 本施設の維持管理者を変更する場合は、新たな維持管理者に本維持管理計画書及び別紙維持管理スケジュールを継承してください。

受 付 処 理 欄	受付番号 —	処理欄	検査日 . .
	受付年月日 年 月 日		

※受付処理欄は記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区みどりの条例施行規則の別記第 7 号様

式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (教)

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第1号

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

江東区教育委員会事務局処務規則(昭和40年3月江東区教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 委員会事務局に社会教育主事を置く。

第3条の表学校施設課の項中

「施設設備係」

を

「施設設備第一係

施設設備第二係」

に改め、同条第2項中「、地域教育課に社会教育主事を」を削る。

第7条の表学校施設課の部施設設備係の項を次のように改める。

施設設備第一係

1 区立学校等の設備の設計、工事及び営繕に関すること。

第7条の表学校施設課の部に次のように加える。

施設設備第二係

1 区立学校等及び校外施設の設備の設計、工事及び営繕に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第2号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則(平成12年3月江東区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条の3」を「第7条第7項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時

間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第3号

江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則(平成12年3月江東区教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月江東区条例第47号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第2条第2項中「江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月江東区条例第47号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則の次に次の2項を加える。

(経過措置)

- 2 当分の間、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、

同項中「同項」とあるのは、「附則第 2 項」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員の管理職手当の額は、その者が令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表に定める額とする。
- 3 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第 2 条第 1 項及び別表の規定を適用する。

江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和 5 年 3 月 2 9 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 4 号

江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 1 2 年 3 月江東区教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 園長 1 万円
 - イ 副園長 8, 0 0 0 円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる

職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 9, 0 0 0 円

イ 副園長 7, 0 0 0 円

第 3 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 園長 5, 0 0 0 円
 - イ 副園長 4, 0 0 0 円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 園長 4, 5 0 0 円
 - イ 副園長 3, 5 0 0 円

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。
(経過措置)

- 2 当分の間、条例附則第 7 条第 1 項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 条第 1 項第 1 号に定める額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（その額に、5 0 円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数がある場合はこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定を適用する。

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 5 号

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年3月江東区教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6箇月間」を「基準日以前6か月間」に改め、「これらの期間を」を削る。

第5条第1項中「第10号」の次に「及び第11号」を加え、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第5条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に改め、同条第5項中「修学部分休業により勤務しない時間」の次に「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間」を加える。

第14条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間(週休日等を除く。)から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、0とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。(経過措置)
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地

方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第5条第4項の規定を適用する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6か月」とあるのは、「3か月」とする。

4 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第6号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年3月江東区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改める。

第5条第1項中「第10号」の次に「及び第11号」を加え、「第14号」を「第15号」に改め、同項中第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第 5 条第 4 項中「法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。))」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 5 項中「修学部分休業により勤務しない時間」の次に「、法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間」を加え、同条第 6 項及び第 7 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 6 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。) 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) とみなして、この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 4 条第 1 項の規定を適用する。

3 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第 5 条第 4 項、第 6 項及び第 7 項並びに第 6 条第 2 項の規定を適用する。

江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 7 号

江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 (平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

義務教育等教員特別手当の月額、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額 (その者が、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。) 第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 12 年 3 月江東区条例第 47 号。以下「勤務時間条例」という。) 第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

第 2 条第 2 項中「江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 12 年 3 月江東区条例第 47 号。以下「勤務時間条例」という。))」を「勤務時間条例」に改め、同条第 3 項を削る。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 2 項を加える。
(経過措置)

- 2 当分の間、条例附則第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (その額に、10 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。) とする。
- 3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第 2 項」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。) 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用され

た職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

江東区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第8号

江東区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則第3条の規定を適用する。

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

を公布する。

令和5年3月29日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第9号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の5の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「職員のその年度の年次有給休暇の日数は、再任用職員にあっては別表第1に、再任用短時間勤務職員にあっては」を「定年前再任用短時間勤務職員のその年度の年次有給休暇の日数は、」に改め、同条第6項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条後段を削る。

別表第1中「、第14条の5」を削る。

別表第2備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年地方公務員法改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 2 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第 1 4 条の 5 第 2 項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。江東区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 9 月江東区条例第 2 4 号）附則第 5 条第 6 項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、同規則第 1 4 条の 5 第 4 項中「別表第 2 の 2」とあるのは「別表第 1」と、同規則第 3 2 条の 2 中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（令和 3 年地方公務員法改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。この場合において、同規則第 1 4 条の 5 第 2 項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。江東区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 9 月江東区条例第 2 4 号）附則第 5 条第 6 項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、同規則第 3 2 条の 2 中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

訓

令

◎江東区訓令甲第 3 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

こうとう情報ステーションの設置及び管理運営に関する規程（平成 1 9 年 3 月江東区訓令甲第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 1 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

- 第 1 条中「第 2 8 条」を「第 3 4 条」に改める。
第 2 条中「次の各号に」を「次に」に改める。
第 3 条第 5 号中「定める」を「掲げる」に改める。
第 8 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 5 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。
第 9 条中「次の各号に」を「次に」に改める。
第 1 0 条第 1 項中「以下の」を「次に掲げる」に改め、同項第 2 号を次のように改める。
(2) 条例、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和 5 年 3 月江東区規則第 3 号）に基づく開示文書の閲覧に関すること。
第 1 0 条第 1 項第 3 号中「第 1 4 条」を「第 1 7 条」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 4 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成 1 0 年 4 月江東区訓令甲第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

- 第 2 条第 3 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第 3 条第 3 項、第 4 条第 3 項、第 7 条第 1 項及び別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この規程による改正後の江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第 2 条第 3 項に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を適用する。

◎江東区訓令甲第 5 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成 10 年 4 月江東区訓令甲第 20 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

第 2 条第 3 項中「定める再任用短時間勤務職員」を「規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第 5 条第 1 項及び別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この規程による改正後の江東区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程第 2 条第 3 項に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を適用する。

◎江東区訓令甲第 6 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員互助会規程（平成 3 年 4 月江東区訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

第 2 条第 3 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この規程による改正後の江東区職員互助会規程第 2 条第 3 号に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を適用する。

◎江東区訓令甲第 7 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査員の任命又は指定について（昭和 59 年 3 月江東区訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明

別表第 1 中

「

児童館長	当該児童館
------	-------

」を

「

児童館長	当該児童館
こども未来部養育支援課庶務係長	こども未来部養育支援課

」

に、

「

都市整備部建築調整課建築防災係長	都市整備部建築調整課
都市整備部地域整備課不燃化推進係長	都市整備部地域整備課

」

を

「

都市整備部建築調整課建築調整係長	都市整備部建築調整課
都市整備部安全都市づくり課安全都市づくり係長	都市整備部安全都市づくり課

」

に、

「

土木部交通対策課交通係長	土木部交通対策課
--------------	----------

」

を

「

土木部地域交通課交通係長	土木部地域交通課
--------------	----------

」

に改める。

別表第 2 中

「 児童館	当該児童館長	」
-------	--------	---

を

「 児童館	当該児童館長	」
こども未来部養育支援課庶務係	こども未来部養育支援課庶務係長	

に、

「 都市整備部建築調整課建築防災係	都市整備部建築調整課建築防災係長	」
都市整備部建築調整課建築紛争調整係		

を

「 都市整備部建築調整課建築調整係	都市整備部建築調整課建築調整係長	」
都市整備部建築調整課建築紛争係		
都市整備部安全都市づくり課安全都市づくり係	都市整備部安全都市づくり課安全都市づくり係長	

に、

「 土木部交通対策課交通係	土木部交通対策課交通係長	」
土木部交通対策課自転車対策係		

を

「 土木部地域交通課交通係	土木部地域交通課交通係長	」
土木部地域交通課自転車対策係		

に改める。

別表第 3 中

「 こども未来部こども家庭支援課庶務係長	こども未来部こども家庭支援課	」
----------------------	----------------	---

を

「 こども未来部こども家庭支援課庶務係長	こども未来部こども家庭支援課	」
こども未来部養育支援課庶務係長	こども未来部養育支援課	

に、

「 都市整備部建築調整課建築防災係長	都市整備部建築調整課	」
都市整備部地域整備課不燃化推進係長	都市整備部地域整備課	

を

「 都市整備部建築調整課建築調整係長	都市整備部建築調整課	」
--------------------	------------	---

都市整備部安全都市づくり課安全都市づくり係長	都市整備部安全都市づくり課	」
------------------------	---------------	---

に、

「 土木部交通対策課交通係長	土木部交通対策課	」
----------------	----------	---

を

「 土木部地域交通課交通係長	土木部地域交通課	」
----------------	----------	---

に改める。

別表第 5 中

「 こども未来部こども家庭支援課庶務係長	こども未来部こども家庭支援課	」
----------------------	----------------	---

を

「 こども未来部こども家庭支援課庶務係長	こども未来部こども家庭支援課	」
こども未来部養育支援課庶務係長	こども未来部養育支援課	

に、

「 都市整備部建築調整課建築防災係長	都市整備部建築調整課	」
都市整備部地域整備課不燃化推進係長	都市整備部地域整備課	

を

「 都市整備部建築調整課建築調整係長	都市整備部建築調整課	」
都市整備部安全都市づくり課安全都市づくり係長	都市整備部安全都市づくり課	

に、

「 土木部交通対策課交通係長	土木部交通対策課	」
----------------	----------	---

を

「 土木部地域交通課交通係長	土木部地域交通課	」
----------------	----------	---

に改める。

別表第 6 中

「 こども未来部こども家庭支援課庶務係長	」
----------------------	---

を

「 こども未来部こども家庭支援課庶務係長	こども未来部養育支援課庶務係長	」
----------------------	-----------------	---

に、

「 都市整備部建築調整課建築防災係長	都市整備部地域整備課不燃化推進係長	」
都市整備部地域整備課不燃化推進係長		

を

「 都市整備部建築調整課建築調整係長	都市整備部安全都市づくり課安全都市づくり係長	」
都市整備部安全都市づくり課安全都市づくり係長		

に、

「土木部交通対策課交通係長」

を

「土木部地域交通課交通係長」

に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

